

## 平成27年第3回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 6月3日(水)から16日(火)まで14日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
3日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
4日	木			
5日	金			
6日	土			
7日	日			
8日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
9日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
10日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
11日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
12日	金	総務文教委員会	9時	付託事件審査
13日	土			
14日	日			
15日	月	予 備 日		
16日	火	本 会 議	13時	審査報告・閉会

平成27年鞍手町議会第3回定例会会議録（第1号）						
平成27年 6月3日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成27年 6月3日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成27年 6月3日 午後1時24分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人	会議録署名員		3	川野高實	4	宇田川 亮

職 務 出 席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	森 茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興課長	立石一夫	出欠
	福祉人権課長	守田純子	出欠	上下水道課長	原 敏勝	出欠
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	松永憲昌	出欠
	地方自治法第121条により説明					
	出席者の職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

## 平成27年第3回鞍手町議会定例会議事日程

6月3日 午後1時開議

### 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 農業委員会委員の推薦
- 日程第4 議案第54号 鞍手町監査委員の選任
- 日程第5 議案第55号 専決処分の承認（鞍手町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第6 議案第56号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 議案第57号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第8 議案第58号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第59号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町一般会計補正予算第6号）
- 日程第10 議案第60号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号）
- 日程第11 議案第61号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号）
- 日程第12 議案第62号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第3号）
- 日程第13 議案第63号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号）
- 日程第14 議案第64号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第65号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成27年度固定資産税の課税免除
- 日程第16 議案第66号 鞍手町道路線の変更
- 日程第17 議案第67号 鞍手町道路線の廃止

平成27年6月3日（第1日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、平成27年第3回鞍手町議会定例会を開会します。

まず、町長より提出されております平成26年度鞍手町繰越明許費繰越計算書の報告及び町保有仕組債の状況報告と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、3番議員 川野高實君及び4番議員 宇田川亮君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から6月16日までの14日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月16日までの14日間に決定しました。次に進みます。

日程第3 農業委員会委員の推薦を議題とします。

議会の推薦する農業委員に 日高ゆかり氏、及び議員から 栗田幸則君を推薦するための候補者にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。只今決定しました2人の方の、議会としての推薦議決をいたします。

この推薦議決については、議員には地方自治法第117条の規定により、除斥となりますので、議員の推薦議決の際には退席をお願いいたします。

最初に、日高ゆかり氏の推薦について採決いたします。

お諮りします。

日高ゆかり氏を、農業委員会委員に推薦することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって日高ゆかり氏を農業委員会委員に推薦することに決定しました。

次に、栗田幸則君の推薦について採決します。

栗田幸則君の退席を求めます。

（「栗田幸則君」議場から退席）

お諮りします。

栗田幸則君を、農業委員会委員に推薦することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって栗田幸則君を農業委員会委員に推薦することに決定しました。  
栗田幸則君に、議場に戻っていただきます。

(「栗田幸則君」議場に着席)

次に進みます。

日程第4 議案第54号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第4 議案第54号は、鞍手町監査委員の選任であります。

現鞍手町監査委員であります、幸田喜孝氏の任期が本年6月20日で満了することに伴い、再度同氏を選任いたしたく、議会の同意を得るものであります。

なお、同氏の略歴につきましては、略歴書を添付いたしておりますので、ご参照下さい。

以上が、日程第4 議案第54号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第54号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第54号については、会議規則第38条 第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第54号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第54号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第54号 鞍手町監査委員の選任を採決します。

本案については、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第54号は同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時08分

再開 13時09分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

次に、日程第5 議案第55号から、日程第7 議案第57号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第5 議案第55号から、日程第7 議案第57号までの3件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年3月31日付けで専決処分しました、条例等の一部を改正する条例に関する議案であります。

一括して提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第55号は、専決第1号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例の承認であります。

本条例改正は、法人事業税資本割の課税標準の見直しに伴う法人町民税の税率区分の基準の見直しや、原動機付自転車及び二輪車に係る新税率適用開始時期が変更され、平成28年4月1日となったことなどを内容とした地方税法等の一部を改正する法律が、本年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分を行ったものであります。

次に、日程第6 議案第56号は、専決第3号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例の承認であります。

本条例は、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が、本年3月11日に公布され、本年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分を行ったものであります。

次に、日程第7 議案第57号は、専決第2号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認であります。

本条例改正は、税負担の公平の確保及び中低所得者層の税負担の軽減を目的とした地方税法等の一部を改正する法律が、本年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分を行ったものであります。

以上が、日程第5 議案第55号から日程第7 議案第57号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第8 議案第58号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 8 議案第 58 号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第 8 議案第 58 号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。

本町では、今まで鞍手町次世代育成支援行動計画策定委員会を設置しておりましたが、その担任する事務を、子ども・子育て支援法が施行されたことにより、鞍手町子ども・子育て会議に継承するため整理を行い、また、鞍手町町制施行 60 周年記念行事企画委員会については、今後も節目の年に同様の委員会を設置することとなることから、60 周年の用字を削除し、名称の変更を行うものであります。

更に、遠賀川渡河橋橋梁名選定委員会については、北九鞍手夢大橋として本年 3 月 29 日に開通式を終え、その担任する事務が終了したことにより廃止とするものであります。

以上が、日程第 8 議案第 58 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 9 議案第 59 号から日程第 13 議案第 63 号までの 5 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 9 議案第 59 号から日程第 13 議案第 63 号までの 5 件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 3 月 31 日付けで専決処分しました、補正予算に関する議案であります。

一括して提案説明を申し上げます。

日程第 9 議案第 59 号は、専決第 4 号 平成 26 年度鞍手町一般会計補正予算第 6 号の承認であります。

本補正予算は、国の財政手続きの関係から国、県支出金、地方譲与税及び県交付金並びに地方交付税等の確定が遅れたことや歳出の執行残の減額等により、3 月 31 日付けで専決処分を行ったものであります。

補正の主なものを申し上げますと、歳入では、1 款 町税のうち 1 項 町民税で法人町民税現年分などが伸びたことにより 8,358 万 3 千円、2 項 固定資産税で 4,142 万 5 千円、4 項 町たばこ税で 2,153 万 6 千円追加となったことや、6 款 地方消費税交付金の確定で 1,045 万 9 千円、10 款 地方交付税のうち特別交付税の確定で、1 億 1,520 万 9 千円などを追加しております。

また、歳出では、3 款 民生費において、1 項 社会福祉費で、障害者自立支援費において利用者数の減少等による事業費の減額等により、5,622 万 2 千円減額、6 款 農林水産

業費において、1項 農業費で、農業振興費の農業基盤整備促進事業で採択面積の減少等により、3,447万9千円の減額及び10款 教育費において、3項 中学校費で、新中学校の工事費の不用額等により、9,694万1千円を減額しております。

これらの要因により生じた不用額、4億9,367万5千円につきましては、財政調整基金からの繰入金を減額とすることにより、歳入歳出予算を調整しております。

これにより、歳入歳出それぞれ、3億5,191万8千円減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ、76億1,159万9千円といたしました。

次に、日程第10 議案第60号は、専決第5号 平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号の承認であります。

本補正予算は、歳入歳出が確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ71万2千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ155万7千円といたしました。

次に、日程第11 議案第61号は、専決第6号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号の承認であります。

本補正予算は、歳入歳出が確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ2,494万2千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億6,127万4千円といたしました。

次に、日程第12 議案第62号は、専決第7号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第3号の承認であります。

本補正予算は、歳入歳出が確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ127万9千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億6,507万6千円といたしました。

次に、日程第13 議案第63号は、専決第8号 平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号の承認であります。

本補正予算は、歳入歳出が確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ645万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ3,423万5千円といたしました。

以上が、日程第9 議案第59号から 日程第13 議案第63号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第14 議案第64号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

#### ○町長 徳島 眞次君

日程第14 議案第64号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第14 議案第64号は、平成27年度鞍手町一般会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、庁用公用車の老朽化に伴い、低公害車の導入事業費を追加するほか、社会保障・税番号制度における通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金の追加、

固定資産税の申告先誤りに伴う税収入の還付金の追加及び鞍手中学校の受水槽の取り替えに係る事業費の追加などを行っております。

これらの要因により、歳入歳出それぞれ5,027万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ69億4,757万1千円といたしました。

以上が、日程第14 議案第64号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長 星 正彦君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第15 議案第65号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 徳島 眞次君**

日程第15 議案第65号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第15 議案第65号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成27年度固定資産税の課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく、平成27年度分の固定資産税の課税免除申請が、企業10社から提出されましたので、課税免除措置を講じるものであります。

以上が、日程第15 議案第65号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長 星 正彦君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第16 議案第66号及び日程第17 議案第67号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 徳島 眞次君**

日程第16 議案第66号及び日程第17 議案第67号の2件につきましては、一括して提案説明を申し上げます。

日程第16 議案第66号は、鞍手町道路線の変更であります。

認定路線5号は、町道中山線として認定しておりますが、県道新延、植木線の路線変更に伴い、町道の終点を変更するものであります。

認定路線470号は、町道泉水団地3号線として認定しておりますが、泉水地区の赤水処理施設建設に伴い、町道の起点を変更するものであります。

次に、日程第17 議案第67号は、鞍手町道路線の廃止であります。

町道468号 泉水団地1号線、町道469号 泉水団地2号線、町道471号 泉水団

地4号線、町道472号 泉水団地5号線は、いずれも泉水地区の赤水処理施設建設に伴い、町道の廃止をするものであります。

以上が、日程第16 議案第66号及び日程第17 議案第67号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日4日から7日までの4日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日4日から7日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 13時24分

平成27年鞍手町議会第3回定例会会議録（第2号）						
平成27年 6月8日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成27年 6月8日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成27年 6月8日 午後4時30分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人	会議録署名員		3	川野高實	4	宇田川 亮

職 務 出 席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	森 茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興課長	立石一夫	出欠
	福祉人権課長	守田純子	出欠	上下水道課長	原 敏勝	出欠
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	松永憲昌	出欠
	総務課長補佐	梶栗恭輔	出欠			
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

# 平成27年第3回鞍手町議会定例会議事日程

6月8日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問



# 一般質問通告一覧表

平成27年第3回定例会

No.2

<p>11番 岡崎 邦博</p>	<p><b>1. 介護予防の取り組みについて</b>                  (1)介護予防について、どのように取り組んでいるか。                  (2)直方市が実施している高齢者が地域で自主的に行う健康づくりや介護予防に対してインセンティブを与える事業について、当町でも取り組む考えは。</p> <p><b>2. 自治体特選ストアから脱退することになった経緯について</b>                  (1)平成25年12月より鞍手 sg として運用を開始後、初期投資費用を含めた支出総額と特産品の売上げ総額は。                  (2)自治体特選ストアから脱退することになった経緯について尋ねる。</p> <p><b>3. 日本自治体等連合シンガポール事務所に関する事項について</b>                  (1)平成25年10月にシンガポール事務所を開設する際の初期費用や町長、職員等の旅費、今年度当初予算も含めた支出総額は。また町長や職員の渡航回数は。                  (2)開設以来、1年半が経過したが、具体的に商談が成立した商品と売上げの総額は。                  (3)シンガポール事務所の運営状況は。</p>	<p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p>
<p>12番 須山由紀生</p>	<p><b>1. 浮洲公園の今後について</b>                  (1)公園及びプールが出来た経緯と時期、又、プールの使用はいつまでしていたか。                  (2)使用していないプール跡地を活用する考えは。                  (3)遊歩道周辺を高齢者だけではなく、乳幼児も一緒に遊べるような公園にする考えは。                  (4)大型バスの駐車スペースを確保する考えは。</p>	<p>町長</p>
<p>1番 熊井 照明</p>	<p><b>1. シティプロモーションについて</b>                  (1)鞍手町の魅力を発掘・創造し町内外へ積極的に発信し、子育て世代の流入や企業誘致を推進するため「シティプロモーション」に取り組む考えは。</p> <p><b>2. 町職員採用試験について</b>                  (1)社会人経験者枠を設ける考えは。</p> <p><b>3. 史跡の保存について</b>                  (1)伊藤常足翁旧宅の補修の考えは。</p>	<p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p>

平成27年6月8日（第2日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の予定表の順序により行います。

最初に、8番議員 鯨坂省治君の質問を許可します。

○8番 鯨坂 省治君

通告に従いまして一般質問をいたします。

防犯灯について、現在、町内の防犯灯は、通学路については、鞍手中学校が開校されたことで防犯灯の設置数も増加しましたが、住民の日常生活に密着している町道についての防犯灯の増設、省エネ防犯灯に交換することについてはいかがお考えか。

第2点として、現在の防犯灯新設、交換補助金の額は、省エネ防犯灯1灯につき7,000円となっておりますが、節電や温暖化対策のため省エネ防犯灯の取り替えに積極的な自治体がございます。防犯灯補助金増額の検討に対してのお考えは。

以下、2件について、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

まず、1番と2番が逆になるのですが、まず、防犯灯への補助金額の増額の検討につきましてお答えをいたします。

省エネ防犯灯の新設、並びに補修に対しましては、行政区内は、各行政区で設置をしていただき、その設置については町が補助金を出しております。

1件当たり7,000円補助をしておりますが、各区の区長さん方から、区や隣組の負担になってきているとの話をよく耳にいたします。

そうしたことから、先日の区長会の理事会におきまして、区や隣組が所有する防犯灯に関しての調査をすることが決められましたので、今月中には調査の文書を各行政区に依頼する予定にいたしております。その調査結果を踏まえて、補助金額の増額等につきまして検討したいなど、そのように考えておる次第でございます。

今後の防犯灯の増設及び省エネ防犯灯への交換につきましては、総務課長に答弁をさせます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

今後の町が行います防犯灯の増設につきましては、今年度、町の葬斎場周辺の設置を予定しております。

また、省エネ防犯灯への交換につきましては、平成26年度には鞍手中学校の開校に合わせて418基の新設、583基の省エネ防犯灯への交換を、国の補助金を活用して整備しております。このことにより、町保有の防犯灯の省エネ防犯灯への交換は、ほぼ終わっております。以上です。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

私の一般質問に対して、前向きな答弁をしていただきました。

鞍手町を、より安心、安全な町にするためにも、防犯灯増設、補助金増額について、早く実現できるように、今後ともよろしく願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で、鯉坂省治君の質問を終了します。

次に、4番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

○4番 宇田川 亮君

通告に従いまして2点について質問を行います。

まず、1点目は、鞍手中学校への通学の安全と利便性、この利便性という言い方はどうかとは思いますが、鞍手中学校が開校して2ヵ月が経ちました。この間、多くの保護者や先生、生徒達からもいろいろなご意見を伺っています。

今回は、特に生徒の通学に関することに絞って質問いたします。

まだ開校したばかりで、慣れない通学路や、まだ工事中の箇所もあり、危険な場面に遭遇した生徒もいると思います。学校として、危険箇所の把握と改善策をどのように考えているのか教えて下さい。

また、通告の答弁指定者につきまして、町長としか書いていませんでしたので、教育長にもお伺いすることもあると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

通学上の危険箇所と改善策につきましては、教育課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

中学校統合整備計画策定委員会より要望書が出されました、通学路の危険箇所を優先的に、現在残されたものの整備を行っております。

今後も通学路の危険箇所の把握を行うとともに、必要に応じ、警察、道路管理者等の関係機関と連携して、改善を行っていくということにしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

私も、2月の下旬から4月の下旬まで、本町の交差点に毎朝立っていましたけども、4月に入って、新しく中学校が開校して、真新しい制服を着て通学をしている生徒達も見えています。また、南小学校の児童も、本町の交差点を通学している光景も見えています。

その中で、事故になりそうな場面も何度か目撃しました。学校周辺部につきましては、町内全域から生徒が通学してくるもので、特に安全配慮をお願いしたいというふうに思っております。

また、現在通学路に指定されていなくても、危険性や通学時間を考えて別の道を通っている生徒もいると思います。まだ、開校して2ヵ月ですから、自分が通りやすい道、ここの方が安全だとか、こちらの方が早いからだとかということで、通学路に指定されていなくても、そこを通っているという子ども達もいるのではないかというふうに思っております。

そういったものも含めて、生徒に聞き取りをした上で、通学路指定の追加と改善も同時に行っていくべきではないかというふうに思いますけれども、答弁を求めます。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

実態把握を早急に努めまして、いまおっしゃったような内容につきましては、検討を進め、早く安心、安全な通学路確保に努めていきたいというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

よろしくお願ひいたします。

次に、バス通学についてお尋ねします。

多くの保護者から相談を受けていますが、バスの運行時間に関して、バス通学をしている生徒は、部活動終了前に帰り支度をしなくてはいけないという生徒もおられます。

校舎からバス停までの距離が長く、正門から校舎までの間は外灯もない。バスを玄関前まで乗り入れて欲しいなど、様々な意見があります。さらに、土日に部活動の試合がある日などは、登校時間よりも集合時間の方がいつもより早く、バスの時間帯が、それに合わせた時間帯がないとか。部活動のない日や、試験などで学校が早く終わる日、また、7月には夏休

みも始まってきます。バス通学の問題点の把握と改善策について、どう考えているのかお答え下さい。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

この問題につきましては、教育課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

開校前に想定いたしました学校の下校時間と、バスの到着時間に差があり、待ち時間が長い等の路線があることや、今言われました土曜日、日曜日の部活動の終了時間とバスの到着時間に差があることなど、主な問題点として学校の方からも出ています。

しかし、バスは公共交通と兼用のため、一般の方の利便性も考慮しなければなりませんので、関係機関と協議を行い、適切な時間変更について、これから検討をまいります。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

先程の、校舎からバス停までの距離が長い点について、これは特に意見が多いのです。

今は夏になってきていますから、夕方は明るいのですが外灯もないということで、結構な距離を歩いて行かなくてはならない。

ある先生から聞いた話では、まず、朝礼で今日のバスの時刻は何時ということで確認しあって、それを生徒に伝えている、そういった逆にちょっと面倒くさいというか、大変なこともあるという話をされた先生もおられます。

正門から、既に鞍手中学校の敷地ですから、その中にバスを乗り入れるというのはどうかなというふうには思いますけれども、あれだけ広い道で、玄関前も結構広くて、バスが回れるというようなことでしたら、何とか方法を少し考えて見てはどうかなというふうに思います。

バスの時間帯にもよりますが、他の子ども達は部活動をまだやっているとか、けれどもバスの時間帯で少し早めに終えて、着替えをして長い距離を歩いてバス停まで行くというようなことも、是非改善して欲しいというような意見も沢山私の方に届いて来ています。

そういったものも含めて、是非検討していただきたいし、町長にも答弁をいただきたいのですが、特に乗り入れの問題だとかは、学校だけでは対応できないというふうに思いますので、お願いします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

只今、いろいろな問題点についてご質問されました。

これにつきまして、既に学校側の先生方と、2ヵ月経ちましたのでいろいろな問題点について協議をさせていただきました。

今言われましたような、中間試験、期末試験など、学校の下校時間に適切な時刻のバスがないというようなこともお聞きしております。そういうことにつきましては、地域振興課のほうといろいろ話しまして、その時に臨時バスを出すことが可能であると。普通の定刻のバス以外で、そういうことで対応ができるようなことにつきましては、これから、早急に対応が可能ではないかなというふうに思います。

先程も申しましたように、一般の利用者等もありますので、学校だけの利便性ということにはなりませんので、その辺を考慮しながらやって行きたいというふうに思っております。

後、学校の時間ということですが、鞍手町として初めてバス通学という手法を取り入れましたので、学校側もバスに合わせるというのは、ちょっとあれがあるかも知れませんが、時刻と学校の授業時間の調整を、これから1年、2年かけて一番いいような方法を考えていかなくてはいけないのではないかとということで、この間会議を終わっております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。正門から学校までが暗いということにおきましては、早急に取り組みをしたいと思っております。

それと、バスの乗り入れですが、これはいま路線バスと兼用しておりますので、その辺のところ、運用上法的なこともひょっとしたらあるかも知れませんが、ちょっと時間をいただいて検討させて下さい。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

よろしく願いいたします。

通学に関して様々な問題がありますが、先程、教育課長が言われましたように、いろいろな方から聞き取りをして、検討していただきたいというふうに思っております。

先生方だけでなく、生徒、PTA、保護者を含めて、率直な意見と、是非こうしたらいいのではないかとというような提案を受け付けて、そのためにアンケート等を取って見たらどうかというふうに思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

この件に関しましては、3月か4月でしたか、スタートしたばかりですのでいろいろな問題が生じるだろうから、保護者からきめ細かい意見をちゃんと聞いておいてくれというふうに申ししておりました。

5月になりまして、そういう意見がかなり出たということで、アンケート調査をやったようです。これによりますと、かなり切実な問題が山積しているようでございます。先程、課長が申しあげましたような、そういうところでの改善策を練ったところでございます。これにつきまして、具体的には課長が申しあげます。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

今、教育長が申しあげたことと、ほぼ同じになりますが、中学校の方が独自に保護者宛てにアンケートを取っています。その中に通学路の問題、通学バスの、先程から申しあげたようないろいろな問題が出て来たようでございます。

それとか、保護者が朝送って来られる時の車のルールの問題とか、いろいろなことが書かれていたようでございます。

学校の方からは、まだアンケートについての正式な回答は受けておりませんが、これから学校の校長先生を通して、教育委員会の方に、学校で対応すること、それから行政で対応すること、それから地域で対応すること、これらのことについて上がって来るのではないかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

既にアンケートを取られたということですから、それはそれでいいのですが、逐次いろいろな意見を取り入れて、改善策を練って、早急に対応して行くという姿勢で臨んでいただきたいというふうに思っております。

次に進みます。

避難場所の改善についてお伺いします。

町では、町内の公共施設や町立の学校を避難所に指定しています。しかしながら、中学校統合によって、その指定箇所は現在11箇所です。今指定している避難所が非常時に、その機能を果たせるのか疑問があります。

各避難所について、それぞれ検証すべきではないかと考えますが、町長の答弁を求めます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

旧鞍手北中学校と南中学校が避難所としては閉鎖をいたしました。が、本年度防災会議を開催いたしまして、鞍手中学校を新たな避難所として指定する予定にしております。

町全体に及ぶ大規模災害が起こった場合におきましては、町民が避難できるよう指定避難所の開設だけではなく、町の全ての公共施設を避難所として利用したいと考えております。

また、町だけで対応できない場合には、国や県、气象台、並びに各所管を通じまして、連携を図りながら対応していきたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

避難所を指定するのはいいのですが、指定された避難所自体が、果たしてその機能を本当に果たせるのかどうかということが一番問題になってくると思うのです。

鞍手中学校を指定しても、今まで鞍手北中学校と、例えば中山で言えば剣北小学校も避難所の指定にはなっていましたけれども、ここの地域を網羅していたのが、今度そこが無くなったから鞍手中学校にという話にはならないと思います。

この間、広報にも載っていましたが、それぞれお近くの避難所を確認して下さい。一度歩いてみたらどうですかというようなことが、広報に載っていました。

それぞれの避難所自体が、避難所としての機能を果たせるのかどうかということは、一度検証するべきだというふうに思います。

これは後で言おうと思っておりましたが、例えば、学校の場合、その施設の者は校長先生ですか。そこは、何か災害が起こって避難所になったら、誰の許可で、校長先生が、時間帯にもよりますが、ある程度総務課等が判断するのでしょうか、校長先生がその対応をどうしたらいいのかということもあると思いますので、そういった、場面、場面のことも考えて、その避難所自体が機能を果たせるのかどうかという検証をまずやっていただきたいというふうに思いますが、もう一度お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

議員がおっしゃいますように、その辺のところは改めて検証して行きたいとそのように思っております。

それと、今議員がおっしゃいました、校長若しくは順位が云々という話ですけれども、最終的にはやはり私が最高責任者でありますので、私の判断によるものかと思っております。もう少し時間を下さい。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

**○4番 宇田川 亮君**

これは避難指示が出てやる場合と、自主避難の場合と両方ありますので、自主避難の場合のことも考えれば、そこと連携を取らなくてはいけないから、そこも含めて考えていただきたいと思います。

次に、一口に災害と言っても、地震もあれば、特に鞍手町で言えば水害、土砂崩れ等も考えられます。その災害自体の規模と内容によっては、それぞれの避難所にどの位の町民の方が非難できるのかというの、ある程度推測して、その避難所自体が、例えば、許容人数が200人なら200人。だけどその地域で避難所がそこしかないとなったら500人の方が逃げて来られても対応できないわけでしょう。

いろいろな災害に応じて、例えば水害が起こったら、高い所に住んでいる方は、わざわざ避難しなくてもいいし、低い所の方は避難しないといけないというようなこともありますので、それぞれの災害の規模、内容によって何処の避難所にどれ位の方が逃げてこられるのかというのを推測して、その避難所自体が耐えられるのかどうかというのにも検討しておく必要があるのではないかとこのように思いますが、答弁をお願いします。

**○議長 星 正彦君**

町長。

**○町長 徳島 眞次君**

避難所については、どこの地区の方がどこの避難所にいかなければならないとは、今のところは定めておりませんので、例えば、遠賀川が決壊して氾濫したとなった場合には、町内の全ての避難所を開設するべきだと私は認識いたしております。

それと、先程おっしゃいました推定する必要があるということにおきましては、データによる推定が出ておりますので、それに関しましては総務課長に答弁をさせます。

以上でございます。

**○議長 星 正彦君**

総務課長。

**○総務課長 藤原 光徳君**

お答えいたします。

水害や土砂災害につきましては、町が作成しております避難勧告等の判断伝達マニュアルの中で、発令対象区域と人数を想定しております。

水害につきましては、例えば、遠賀川が氾濫した場合を考えた場合、上木月全域を初めとする13行政区、約1,450世帯、5,490人の避難勧告等を発令しなければならないと想定しております。

土砂災害につきましては、想定される全ての地区で一斉土砂災害が起こった場合として、675世帯、1,440人を想定しております。

地震につきましては、町は想定しておりませんが、福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書というのがありまして、その中で県内各市町村の建物被害の想定がされておしま

す。例えば、マグニチュード度6.9規模と想定した場合、鞍手町の建物被害は、木造建物で、全壊が117棟、半壊が185棟、非木造は、被害建物なしとなっております。

以上の被害想定に基づけば、避難所は十分と考えておりますが、ただこれはあくまでも数字上の想定であります。

先程の町長の答弁でも申しましたように、町全体に及ぶ大規模災害が起こった場合におきましては、指定避難所だけの開設ではなく、町の全ての公共機関を避難所として利用したいと考えております。

また、車に関しても想定するのは大変難しいところがありますが、全てのグラウンドを解放して車の収容をしたいとは考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

その避難所に逃げる、何処に逃げなくてはならないと決まっていなはいえ、だけど、今それぞれ自治会では、自主防災組織というものが出来ていて、それぞれの避難訓練もしているわけです。ここが一番近いのはどこどこだとすれば、ある程度、そこそこの住民の皆さんは、何かあったらここに逃げようということでインプットされているわけですよ。

それなら、何処の何々小学校に、どここの地域の方が逃げて来られるというふうに想定しているのかということも含めて考えないと、水害の場合に鞍手中学校を開放して、こちらから舟で渡れというのかという意見もあるのです。鞍手中学校まで普通に歩いて行けないわけですよ。そういったものもあるから、それぞれの、今指定している11の避難所の許容人数、それから車の許容台数も把握して、いま例えば水害が起こった場合には、ここにどれぐらいの人数が集中するようになって来るよということは、ある程度想定しておく必要があるのではないかというふうに思います。もう一度お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

いま、議員がおっしゃいましたように、例えば、遠賀川が決壊して、早く逃げなくてはいけないというようなことがあった場合には、事前には逃げる場所というのは、きちっと定めておくべきかと思いますが、それもさることながら、緊急を要した場合には、津波はないにしても、鞍手の場合には遠賀川が決壊という大きな、一番考えられるのは水災だと思っております。

そうなった場合には、議員さんのところは北区ですが、今のところは北中学校になっているわけですが、そういう場合には、例えば、裏の浄水場の高台に管理棟がありますので、そこにとりあえずは、緊急を要する場合には一時避難をしていただくという、そういったマニュアルを町全体で、この地区では、もし万が一こうなった時にはここだ。二次的には

ここだとか、そういったものを定めて作りたいとそのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

緊急の場合は、水害の場合でも高い所に逃げれというのは分かります。ただ、いま北中学校と言われましたが、北中学校は避難所ではなくなったのです。

中山のこの地区が全部剣北小学校に集中するわけですよ。北小校区の西区、弥生はどうか分かりませんが、そういったことで、今まで北小があって、北中があって、両方に分かれてということだったのですが、今度は北小に集中していくということになっていきます。

そういうことから考えたら、まず高い所に逃げろというのは分かりますが、皆さんは北小までの道を確認している自治会もあるわけで、今度避難訓練をするということもあるし、先程言いましたように、町自身が、広報で一度お近くの避難所を歩いて行って見て下さいと言っているわけです。そうしたら、そこにどのくらい集まるのかということは是非考えておくべきだと思いますので、もう一度、その辺を検証していただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

議員がおっしゃいましたように、再度担当課の方で、住民の皆さん方も協力していただきながら、そして声を聞きながら、その辺のところを構築して行きたいと、そのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

よろしく願いいたします。

最後にトイレの問題です。以前から何度も言っていますが、災害時に特に問題になるのがトイレと水の問題です。

小学校の場合、校舎内のトイレは幾つか洋式トイレに替えていただきました。しかしながらいづれも、今あるトイレは児童用で小さいです。大人用は職員用トイレだけです。

しかも、中階段にトイレがあると、二階に上がる途中にトイレがあるということが沢山あります。ほぼそういう作りだったと思います。

避難した場合に、まず使うのは校舎じゃなくて体育館ではないだろうかと思うのですが、そういう意味で言えば、体育館の外にあるトイレを、まず早急に改善すべきだというふうに考えるわけです。この点について、町長の答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

平成23年9月議会におきまして宇田川議員の方から質問をいただいております。その後、町内の小学校のトイレの改善は、平成25年度に22箇所やったということをおも担当課の方から伺っております。

いま、議員がおっしゃいましたように、体育館に避難した場合に、今データを見ましたら、体育館は洋式が0なんですよね。私も今日初めてそれを知りましたので、避難された方々のトイレに行く動線とか、足の悪い方、目の不十分な方も来られるでしょうから、身体障害者の方も来られるでしょうから、その辺のところ、いろいろなところも含めまして、再度検討して行きたいと、ちょっとお時間をいただければと思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

災害だけでなく、外トイレの整備というのは学校の運動会等、いろいろな体育館を使った行事とかというところで、沢山の地域の方や保護者もみえられます。ですが、体育館のトイレも小さいのです。大をする所も小をする所も小さいのです。大人はなかなか、私みたいでしたら大変ですが、そこは早急に改善していただきたいし、特に北小学校は校舎があって、その下の段に、階段を下りるか、または坂を下って、それから運動場があるわけです。

昨年などは、PTAがわざわざ簡易トイレを設置して運動会をやったのです。上まで上がるのが大変だから。簡易トイレを設置するにもお金が掛かりました。今はトイレカーとかがありますが、そこそこの学校の実状に応じて、外トイレというのは整備しておく必要があると思います。

緊急の場合だけでなく、そういった行事にも、そして地域や保護者の方が気軽に学校にも来られるということも考えて、是非とも早急にトイレの整備をお願いしたいと。

付け加えて言いましたら、職員用トイレも改善されていないらしいです。洋式になっていないそうです。そうすれば大人用の洋式トイレがないということにもなりますので、是非、早急をお願いします。もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ありがとうございます。北小はトイレが上まで行かなくてはなりませんので、これは何か考えなくてははいけませんね。お時間を下さい。

それから、職員用のトイレ、今は古月小学校だけみたいですので、これもちょっとお時間をいただき検討させて下さい。以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上で、宇田川亮君の質問を終了します。

次に、竹内利一君の質問を許可します。

○5番 竹内 利一君

通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、2040年問題についてです。

町長、鞍手町として2040年問題に、どういう取り組みをして行こうと考えられているのかお答え下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず、概略から申し上げたいと思います。

国立社会保障人口問題研究所の2040年における人口推計では、国が1億727万人、鞍手町は、その中におきまして1万293人まで減少すると推測されております。

国は、2008年に始まった人口減少は今後加速度的に進み、人口減少による消費、経済力の低下は、日本経済に大きな重荷となるとしております。

そのため、結婚、出産、子育て等の国民の希望を実現し、人口減少に歯止めを掛け、2060年に一億人程度の人口を確保することとして、まち・ひと・しごと創生法を昨年11月に制定して、人口減少の克服と地方創世を合わせて行うことにより、将来に渡って活力ある日本社会を維持することを目指すとしております。

昨年12月に閣議決定をいたしました長期ビジョンにおきましては、2060年に1億人程度の人口を確保するとしており、それを実現するために、2019年度までの約5年間の総合戦略を策定いたしております。

国は、国の動向に合わせて地方自治体にも、地方版人口ビジョン及び地方版総合戦略を本年度中に策定することを求めています。

本町といたしましても、この動きに合わせて鞍手町人口ビジョン及び鞍手町総合戦略の策定に着手をしているところであります。総合戦略には重要業績評価指標、KPIというのですが、キーパフォーマンスインディケーターというのですが、これを設定することになっておりますので、マネジメントサイクルのプラン、PDCAというのですが、これはプラン、ドゥ、チェック、アクションという計画、実行、評価、改善のサイクルを回して、このKPIを達成しながら計画を着実に実現し、人口減少に歯止めを掛けて行きたいと考えております。

教育に関する取組に関しましては、教育長に答弁をしていただきます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

教育委員会は、毎年教育要項を作っております。

本年度の中身の内容につきましても、今質問がありました点に多少重なると思いますものですから、この点についてお答えいたします。

郷土の自然や歴史、伝統、文化などを調べる等、この活動を通して郷土に対する豊かな感情、愛着の情を持つような教育に取り組み、鞍手町に住み、鞍手町に貢献する人材の育成を行いまして、鞍手町に誇りを持てるような生徒を育てて行きたいと思っております。

一言で言うならば、自分を伸ばし、村を起こす、そういうような人材育成に努めてまいりたいと思っております。

もう一つ、故郷とは何か、郷土とは何かということですが、私は豊かな人間関係がそこにあるかと思っております。先輩が、友達がいるから、やがて年を取って行った場合に故郷に帰ろうという場合もありましようし、場合によっては孫が一足先に帰るということもありましよう。その根底になる故郷というのは豊かな人間関係の中にあるかと思っております。そういうところから、人権教育も含めまして、あたたかみのある学校作りに努めてまいりたいと思っておりますし、常々そういうことを校長会を通して言っているところがあります。

25年後に鞍手町がどうなっているかということについては、思いはなかなかいたしません、今のようなことで校長達には会合のうちに言っているつもりでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

答弁ありがとうございます。

町長、2040年問題につきましては、町長が考えられている具体的な策、そういうものがありましたらお答えしていただきたいと。それをすぐに現実にするかしないかは別として、こういうことをやって行きたい、ああいうことをやって行きたいというものがありましたら教えて下さい。

それから、教育長、ちょっと順番が変わったもので、こちらを先に言わせていただきたいのですが、人口減の歯止めのためには、まず鞍手町に住んでいる人は鞍手から出ていかない。

若い世代が鞍手町に住むことが大切、子ども達が将来鞍手町に住みたいと思う郷土愛に目覚める、これが必要だと思います。

それで教育長はどう考えておられるかということをお伺いしたかったのですが、答えが先に返ってきましたのでそれはいいとします。

教育長、今後、子ども達が、言われるように友達とかが、あいつと会いたいということで帰ってくるということが結構あると思いますので、新しい中学校になりまして、いろいろな友達が増えて行くのでしょうから、そういう中でいい思い出ができるような学校を作っていたきたいと思います。

町長が、もし具体的こういうことがしたいというものがありましたらお答え下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これは、後の川野議員さんとかぶる部分がありましたので、後で申そうかと思ったのです。

まずは、これは創世会議のことですが、1つに、私は思いますに、地方の各自治体に対して国が、創世会議の皆さん方がエールを送っているのではないかなど、私はそのように受け止めております。それは何故かと申しますと、昨年11月19日に全国町村長大会がございました。その中で安倍首相もそういうことも、創世のこともおっしゃいまして、その中でとりわけ地方創世担当相の石破大臣が、地方でしっかりこれからは頑張ってください。頑張る自治体に対してはしっかりと予算付けをしますよというような言い方をされました。

ある意味、今度地方創世会議においては、これだけ人口が減るから、各地方の行政区においてはしっかりやって下さいよと、多分そういう意味で言われたものだ。ですから2040年問題というのは、ある意味、地方に対してもっと頑張ってくださいという激励のエールではないかなど、私はそのように受け止めております。

議員がおっしゃいましたように、鞍手町で具体的に何をやるのかということですが、鞍手町の施策といたしましては、1つは、私が兼ねてから申しておりますように、インターチェンジから、梅谷医院さんから曲がりまして鞍手駅の前を通過して、新しく出来ました北九鞍手夢大橋、ここが今もの凄く車の台数も増えて、いろいろなところから、北九州ナンバー等が流入して来ております。

誰もが見られても、鞍手の中心がそこになるのではないかというのは、私の口から言うまでもないかと思いますが、ここに、近い将来的には、核になる病院等をL字ライン上に持って来たいと、耐震化にもなっていないので、そういうことも考えております。

まずはそこに町の要塞を集めて、コンパクトシティにすると。つまりコンパクトシティにすることによって核を作り、そこがハブになれば、ハブ上に向かって路線バスを走らせれば、後は徒歩圏内で回れるということからしますと、凄く効率が良い、無駄が省けるということもございます。

それと一点は、これからは福岡市が、先だって高島市長の話聞いたのですが、福岡市が世界に向けていろいろな戦略を立てているということで、世界の中で住みたい町の都市として、福岡市が10番目に入っています。

ところが、外国から福岡市に移り住んで来ているのかと言いましたら、そうではないと、それは法人税の問題とか諸々あるのですが、そういったことがあるものですから、要は海外からまだ移り住んでいないだ。これをある程度変えていく、今度経済特区になっていますので、今それをやられています、それになりますと、福岡市がもっと変わって来たら、何故私が福岡市のことを申しますかと言いますと、ここ1年と数ヶ月の間に、1年半前に人口150万人を突破いたしました。1年と数ヶ月において、先月末現在152万7千人、1年と少しで2万7千人も人口が増えているということでもあります。

そして九州全域、そして山口、この辺までひっくるめて、全て買い物に行くとか、大きな会合があるとかということにおきましては、ベクトルの向きが全て福岡市を向いています。

アジアの方々も、福岡市にマンションを買われたりとか、台湾や中国、諸アジアの方々が福岡市にマンションなどを買われております。となりますと、福岡市がこれからはある程度東京、次は福岡という国際都市に成長していくと私は考えております。

なぜ私が福岡市のことをこれだけ言うのかと言いましたら、福岡市にベクトルの向きが全部向いておりますので、我が鞍手町といたしましても、福岡市をないがしろにして町のありかたというのは考えられないと私はそのように思っております。

柴田町長のおかげさまで、4年前に鞍手インターチェンジが開通いたしました。もう皆さん方もご承知のように、インターに乗りましたら、天神北まで35分か40分で到着いたします。となりますと、例えば、福岡市で働かれている方が鞍手に住むということも、これは現実通勤出来ます、できるぐらいの時間なんですよね。

そういったこともいろいろ考えますと、福岡市の要はベッドタウン化ができるのではないかとということも考えております。その中におきましては、例えば福岡市で働かれている方が鞍手に家を建てて住みたいとなった場合には、じゃああなたは福岡で働いていますから通勤に要する経費、例えば高速道路の料金を多少は町で補助いたしまししょうとか、これはあくまで例えばの話ですが、そういったことをいろいろやって行きたいとそのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

私が具体的にして、具体的に言っていただきましたけれども、宮若市は新婚さんいらっしゃいではないのですが、新婚さんがアパートに住むと、月に2万円の2年間の補助をしますとか、そういう施策をやられています。

最近住宅を建て、そこに住んでもらうような施策もやられています。鞍手町としては、そういうことも将来的に考えられているのかどうか、この前ちょっと話をしていましたら、そういう施策は2年間だけアパートに住んで、特金がなくなったら外へ出て行くとかというものもあるかも知れませんが、それで1回来ただけで、鞍手町はいいところだなという気持ちが出て来れば鞍手に家を建てようとかということもあると思いますので、出来ればそういうことも少しずつ考えていっていただいて、これは早急にやっ行くべきものではないかなと思いますので、そういうところはどうかお考えでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

これも予算が係わりますので、ちょっと時間を下さい。よろしくお願いたします。  
以上でございます。

○議長 星 正彦君  
竹内利一君。

○5番 竹内 利一君  
それでは、続きまして2040年問題なんですが、鞍手町の職員の町内在住率はどういうふうな形になっていきますでしょうか。お答えをお願いします。

○議長 星 正彦君  
町長。

○町長 徳島 眞次君  
データのものですので、総務課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君  
総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君  
お答えいたします。

平成27年6月1日現在、職員の鞍手町在住率は、全職員が142人に対しまして、鞍手町在住者75人で、率といたしましては52.8%となっております。以上です。

○議長 星 正彦君  
竹内利一君。

○5番 竹内 利一君  
答弁ありがとうございます。

思ったより低いですね。職員の半分近くは外に住んでいるということですね。

これは、職員の方々の個々の事情もあると思いますが、なぜ鞍手町に住まないのかということを知りたい、今後の鞍手町をどのようにして行ったら良いのかということが、職員の方から事情を話していただいても、今後鞍手町の進むべき道というものが分かって来るのではないかと思いますので、敢えてこういう質問をいたしました。

今後職員の方にお話を聞かれたらどうかなということで、これは答弁はいりません。  
次に行きます。

交通について、すまいるバスや、もやいたクシーの運営状況と今後の課題、答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君  
町長。

○町長 徳島 眞次君  
お答えいたします。

すまいるバス、もやいたクシーについては、高齢者等の円滑な移動手段の確保に加えて、鞍手中学校生徒の安全かつ確実な通学手段の確保を目的に、本年3月22日から大幅な見直

しを行ったところでございます。

ご質問の運営状況や今後の課題については、まだ見直し後日が浅いため、確定的なものではありませんが、運営状況として直近の利用状況及び収支状況を、また今後の課題については、現状で把握出来ている範囲で、地域振興課長に答弁をさせます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

まず、すまいるバス、もやいたクシーの利用状況ですが、見直し月の3月22日になりまので、その月を除いた前後の2ヵ月間、具体的には本年1月と2月、それから4月と5月の平日の利用状況を比較しております。

1日当たりの平均利用者数は、すまいるバス宮若線、泉水線、倉坂線、そしてもやいたクシーの長谷線、上木月線の5線、合わせまして見直し前が1日当たり平均、延べ174人、見直し後は、1日当たり平均、延べ357人。これは延べですから、行った人が帰るというのを含めているということです。この内、中学生が186名、延べ183名の増加となっております。

また、収支の状況を千円単位で比較いたしますと、見直し前が1ヵ月当たりの平均で、収入が77万8千円、支出が326万9千円、これに対する町としての赤字補填額が249万1千円でした。

見直し後につきましては、1ヵ月当たりの平均で収入が149万5千円、支出が572万2千円、赤字補填額は422万7千円、1ヵ月当たり見直し後について173万6千円の増加となっております。

現状で把握出来ております今後の課題ということにつきましては、細やかな利用状況の把握と分析を今後も行い、高齢者等の交通弱者及び通学対象制度が共に利用しやすい運行ダイヤを策定することが1点あると思います。

そして、車両数、便数等の運行体系につきましては、これも費用対効果を含め運行経費の見直しを定期的に行うと共に、補助金等の確保に努め、町の財政状況を考慮した最小限の経費で、最大限の効果を生む運営を、運行事業者と一緒に考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

答弁ありがとうございます。

先程もちょっと質問がありましたが、町民の方からいろいろな要望、ご意見を私もお聞きしています。

一般の方、高校生、学生、こういう方が使われるというのは、町内の病院、銀行、スーパ

一等の買い物ですね。そして公共施設の利用のためなどで使われていると思います。

高校生等の学生は、JRの連携を、親子さん達も望まれています。なぜかという、鞍手駅まで送って行って、鞍手駅まで迎えに行くという高校生の親子さんが結構いらっしゃいます。

そういうものから考えますと、もうちょっともやいたクシーなり、すまいるバスを上手い具合にJRにアクセス出来る、高校生も通学に使う時間帯にない場合と、帰って来てバスがないもので、また家に電話して迎えに来てもらおうと、こういう方も結構いらっしゃいますので、そういうところも今後考えていただきたいと。

実際に全ての人を網羅するには、バスが何十台あっても足りなくなるかも知れませんが、それは今後いろいろな検討課題だと思います。

それから、中学生は今無料でやられています。これは町長が先般無料にしますということとやられていますけども、今後どのようにお考えなのかというところ。これは、ずっと永遠に無料にされるのかをお答えいただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

無料バスの件ですが、今のところは、私の考えは現状維持と、そのように考えております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

それでは、先程町の持ち出しが2ヵ月で240万円だったのが、420万何某になったと、結構な膨らみですね。

これは、中学校のバスの予算が1,800万円から1,900万円ぐらい今年度とられていました。これが入金になったということで、ここに先程の数字に入っているわけですか。その辺をちょっとお願いします。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

地域公共交通としては、それを収入と見なしておりますので、それは含まれております。

以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

そのことを踏まえて、今後全ての公共機関、スマイルバス、もやいたクシーの今後の運営

状況、予算の問題、いろいろなものを今後検討していただいて、町民の方が利便性があって、どこにでも鞍手の中に行けるといふ、そういうものにして行っていただきたい。

最小限の予算が伴えばということで、今後よろしく願いいたします。以上です。

答弁はいりません。

○議長 星 正彦君

以上で竹内利一君の質問を終了します。

次に、3番議員 川野高實君の質問を許可します。

○3番 川野 高實君

通告に従って一般質問をさせていただきます。

忘れるほど長い間質問をしておりませんでしたので、今日は都合良く行くかなと思いつながら立っておるところでございます。いたらないところが沢山あると思いますが、よろしくお願いいたします。

今回は本町の教育施策の諸課題について5点ほど用意しておりましたけれども、時間が足りないようにありますので、2点ほどお聞きをしたいなど、このように思っております。

2011年、大津市で起きたいじめ自殺問題で、教育委員会制度を見直す地方教育行政法が改正され、本年4月には施行されています。

その趣旨は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化や迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るためのものであり、またこの改正で戦後、教育行政の大きな転換になるとも言われております。

この問題は何度か議会でも取り上げられたと思いますが、今回の改正が決まったのを受け、改めて教育行政としてどのように認識されているのかをこれから聞いてまいりたいと思っております。

改正では新たな総合教育会議を設け、主催する首長が教育委員会と協議して、教育方針である大綱を決定するなど、改正の一番のポイントは、自治体の長の権限を強めたと言われております。教育委員会制度は、教育の一般行政からの独立を掲げたものであり、それが約60年ぶりに改正となりました。

政治的に中立を守るため教育委員会を残すことでバランスをとったようではございますが、学校や教育委員会の領分に踏み込む提案が自由にできるのではないかと心配もされております。

そこで、今回の改正の一番のポイントである首長の権限強化と、この総合教育会議の設立についてどのように運営して行くのかを、町長並びに教育長にお聞きしたいと思います。

町長、教育長に、教育委員会制度改革に対する認識と考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

まず、教育委員会制度の改革に対する認識でございますが、これは5点ほど述べたいと思います。

まずは、地方公共団体の長は総合教育会議を設けるということです。

2つ目に、会議の構成員は、地方公共団体の長及び教育委員会とするということでございます。

3番目に、会議は地方公共団体の長が招集をするということを定めております。

4番目は、会議で調整された結果は、双方が行政と教育委員会の双方が尊重しなければならないと定めております。

5番目に、会議は審議会や決定機関ではなく、地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議、調整の場であるということでございます。

議員、先程おっしゃいましたように、教育委員会というのは独立、中立でなければならないということにおきましては、私もそのように考えております。ですから、今、申しました認識の中には、あくまで執行機関同士の教育委員会と対等な執行機関同士の協議、調整の場であると認識をいたしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

川野高實君。

○3番 川野 高實君

その通りに受け止めておきます。それ以上申しませんが、将来的にこういうことは教育の自主性というのは大いに尊重して行くべきである。首長が替わったからといって、教育の基本となるところが大きく替わるようであれば、やはり問題が起きるという考えでやっていただければ私も納得をしておるところでございます。

もう一点は、学校の教育課程の独自性ということについてお聞きしたいと思います。

先程、ちらっとお話がありましたが、地域の文化や歴史、自然等を基盤とした独自の教育課程が編成され、地域に根ざした学校風土を大切にした教育活動が展開されています。

学校の双方向の関わりを基に、子どもを育てて行こうとする地域、教育、ボランティア制度が平成21年からスタートしております。

地域との関わり合い、地域の特色、すなわち伝統、歴史、文化、風土等々を生かし、その地域に合った形を見出すことが大切といわれております。その中心的な役割を担う地域教育ボランティア制度についてさらなる充実が求められ、学習指導要領にも明記されている通り、鞍手町においては、1町で1校の中学校でございますが、私は町民がその新中学校の教育課程に基づく特徴ある教育活動に携わりながら、家庭、学校、地域それぞれがしっかり連携を図って行くことが重要だと思っております。

新中学校に生徒自らが発案し、中学校の新しい伝統、校風、5年、10年経って、そして卒業生が鞍手町の中学校に戻ってきて同窓会をする。喜んで帰ってこれるような中学校、そういう校風、伝統のある中学校にしていきたいなど、このように今思っておるところで

ございます。

いろいろ、地域間の取り組みの格差、温度差等があると思いますが、生徒の発案で、後、学校、家庭、地域、議会も含めて、教師もPTAも全て生徒の発案で、新しい伝統、校風を作ろう、そのような事業に是非取り組んで行っていただきたいなと思っております。

質問も問いははっきり言えませんでした。新中学校に相応しい伝統を築いていこうということで、その見解について教育長にお尋ねをしたいと思っております。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

ありがとうございます。

新しい中学校が発足して2ヵ月経ちました。校訓は、礼儀、協調、剛健でございます。

礼儀は南中からです。北からは協調、剛健です。見事にこの校訓を南北統合しております。この新しい校訓の基に、人間性豊かにたくましく生き抜く生徒の育成と、こういうふうな教訓目標を定めて、日々挨拶運動やいろいろな活動、お互いに助け合うという活動、協調精神。

それから剛健でございますが、人間性豊かにたくましく生き抜くと、この3つを校訓に定めながら、今鋭意教育活動に努めているところでございます。

毎日、細かな情報等を学校からいただきます。最近では、毎日の生活が、子ども達が楽しく生き生きと生活できるような、活動ができるような場に全職員がきめ細かくあたっているということでございまして、多少さざ波があるだろうというふうに予想しておりましたが、職員のそういう姿勢が少しずつ実を結びつつあるなというふうに感じているところでございます。

それから、南北とも伝統としましては、いわゆる先輩が後輩に対していい手本を見せると、学校行事、生徒会活動を全力投球、それこそ完全燃焼を合い言葉に取り組んでおりました。この達成感を味わうということで、いろいろな行事が終わりましたら、子ども達が涙すると、そういうところを下級生が見て、ああいう先輩になろうというところが南北中学校の伝統だったかなというふうに今思っているところでございます。

今、議員のお尋ねになったこの件につきましては、再度学校現場の校長等に伝えて、こういうエールがあったぞということを是非伝えていきたいなと思っております。ありがとうございます。

○議長 星 正彦君

川野高實君。

○3番 川野 高實君

今、お話を聞きまして、まだ2ヵ月でございます。細かいことはあまり申しません。学校の先生にお任せして、やはりそういう方向に、5年、10年、20年、30年経っても我が母校とって皆さんが帰って来るような学校作りには是非していただきたいと要望しまして、この件は終わらせていただきます。

次の中学校の登下校の際の安全確保でございますが、先程から2人の議員から話が出ていましたので、これもその活動、取り組みを見守って行こうと思っておりますので、是非、皆さんが、利便性が向上するように努力していただきたいと申し上げて、次に移ります。

これは単純な話でございますが、中学校の登下校の際の生徒の安全確認ということで、自転車通学の件で申し上げておきたいと思えます。

6月1日から法改正がありまして、自動車運転よりも厳しいのではないかとというぐらい厳しい法令改正がっております。

交通ルール自体は変わりませんが罰則が厳しくなる。今、自転車による悪質な違反行為が急増して、それで背景を受けて改正道路交通法が6月1日に施行されたということです。

14歳以上になると、信号無視、スマホを操作しながらの走行、酒酔い運転など14項目の危険行為を理由とする交通違反を3年以内に2回受けると、安全講習を受けなければならないというふうに世間でも、私の知った幼児用の自転車に歩道で乗っていて、お年寄りに後から足にぶつかって、そのままカクンとなって、かなりの怪我をした。

裁判になりまして、慰謝料が何百万という、治療費といいますが、そういう話もありますし、1千万という慰謝料に裁判でそういう時代になってきました。

特に、学校だけではございませんが、保育園もありますし、いろいろそういう子どももおるわけですが、そういう意味からも、自転車の安全運転の、子どもフェスタでしているかも知れませんが、再度ここら辺りを町をあげて、幼児まで含めて安全講習、警察官を招いてもいいのですが、そういう学校現場でそういう取り組みはできないか、再度しておくべきではないか、裁判等になると悲惨でございます。

若い親子さんが、自分の女の子と一緒に歩いて、自転車がスーと行って、膝の後にポンと当たったものでカクッと転けたと、大したことはないかなと思ったら何百万という治療費が請求されたと。非常に悲惨な事案が起きておりますので、ここら辺りで、学校、町でもいいから、安全講習ができるような場を設けていただいたら幸いかなと思っております。

答弁を求めます。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

自転車通学の安全確保についてですが、いま、おっしゃったような交通法規の点は後で課長が述べます。

安全教育のソフト面でございます。各学校で、小学校、中学校も安全教育はきちんとなされております。ここの教育指導計画の中にもきちっと年間計画が網羅されておまして、私も安心しているところでございます。

交通安全教室は、直方署を交えまして直鞍地区の小学校の子供達が集まりまして、年1回の交通安全教室。それから、学校へ直接署の方から来てもらいましての交通安全教室をきちんとやっています。これは安心しています。

今、議員のご質問のハード面のところ、それから法改正につきましてのいろいろな諸問題については、教育課長が答弁いたします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

まず、ハード面の件につきましては、中学校の統合整備計画策定委員会より出されておりました要望に基づきまして、自転車歩行者道や、ご存じのように青い自転車ゾーンの設置などの整備を行っております。

現在進行中ではございますが、県道の新延～植木線、通称産業道路でございますが、栗田製作所の近くの歩道整備もいま進んでおります。これが出来ると、かなり旧南中校区からの生徒さんの安全確保が出来るのではないかなと思いますし、警察に聞くところによりますと、自転車の通行も可というようなことになるということでございますので、歩行者の安全に配慮しながら自転車も歩道を通れるというようなことになりそうでございます。

ソフト面では、先程教育長が申しましたことと重複しますが、今後も通学路の危険箇所の把握を行うとともに、必要に応じまして警察、道路管理者等の関係者と連携を図って改善をしていきたいと思っております。

もう一つは、交通安全教室、自転車の安全点検の実施をしたいと思っております。それから安全教室、こういうものについても引き続き実施を中学校だけでなく、小学校につきましても行っていくということを考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

川野高實君。

○3番 川野 高實君

そのとおりにやっていただいて、安全対策をやっていただきたいと。

一時、残念な事例がありますのでご報告だけしておきますが、先程から各議員から、中学校が出来て1月とか2月とかになり、期待して登下校のときにあえて車を走らせているという議員さんもおられます。その中で、住民の方がおっしゃるには、学校が開設されてすぐ表通りの方は先生方が朝早く立って、交通安全、生徒のために努力されている姿をずっと見てきました。

残念なことに、先生が立っていないところの自転車通学の子が若干おられるわけです。歩いて登校されている方は赤信号で止まって待っていましたが、すると自転車通学をする生徒が後から来ました。信号は赤ですが、斜めに渡って、寿司屋さんの裏の方の道に曲がりました。斜めに横断するという事例が何度か見られまして、どこの家の人ということではなく、そういうこともありますから議員さん、先生達があそこに立って努力されていますが、どうしてもそういう世代でございますので、中にはそういう子どもが若干おります。

そういうことで、先生方もしっかりと努力されていますが、たまにはそういう、日頃先生が

立っていない地域も巡回して、注意されるようにしてはどうかと、このように考えております。そういうことで、一生懸命、今新しい学校が出来て、先生も学校もPTAも一生懸命になって新しい中学校を立派にして行こうと努力されておりますが、頭越しにそういうこともあっているということを知っていただいて、これからまた子どもの登下校が安全になるよう努力していただきたいと思っております。

部活終了後のバスの運行の時間は、先程から話があったので、これも割愛させていただきます。

次に、地方創生に向けた我が町の取り組みについてです。

少し引用が長くなりますけれども、昨年12月27日、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及びこれを実現するため、今後5ヵ年の目標や施策や基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」がとりまとめられ、閣議決定されました。

国にとって、日本を元気にするための最重要テーマは、地方創生といわれております。現在、地方は、国による経済政策のアベノミクスの恩恵がまだ十分に届いているとは言えません。その背景にあるのは、2008年から始まった人口減少問題です。

現在、地方から若年層を中心に多くの人々が東京圏へと流出しています。人口の流出は地方経済の停滞ばかりでなく、さらなる人口減を招いています。国は今こそこの負のスパイラルを断ち切り最後のチャンスと捉えており、強力に対策を進めることにしています。

先程から2040年問題と出ていますが、かなり重複いたしますが、2040年までに自治体の半分は消滅するとそう言われて調査が出ていました。

地方から大都市圏への人口流入や少子化が止まらなければ、1,800市、区、町村の内896自治体が将来なくなってしまうとの内容です。しかし、自治体消滅は本当に起きるのでしょうか。そもそも自治体消滅とは何でしょうか。

人口減少化時代を向かえて、調査では、県下で一番その率が高く、町が消滅するのではと言われております。残念なことに住民の中には、鞍手町がなくなってしまうのではないかと、ゴーストタウン化してしまうのではないかと、大きく勘違いをされている方がおられます。

そういうことで、まず1番目に、本当に町自体が消滅するのか。正確に情報を住民に伝えることが大事だと思います。

町長に、その認識を問いたいと思っております。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

いま、議員がおっしゃいましたように、住民の方々のその一端を見ますとご不安になられた方も多々あるかと思われませんが、先程申しましたように、日本創生会議の推計は、前提要件として、要は何も策を講じなければこのような、先程言いましたような数字になりますよということでございます。

本町も人口減少対策にいろいろな施策を取り組んでおりますので、まずは、ここで皆さん方にしっかりと申しておきたいのは、鞍手町が消滅するようなことはございませんと、私はここで申したいと思っております。

現に、本年度は鞍手町人口ビジョン、並びに鞍手町総合戦略の策定に着手をいたしておりますので、策定したものについては地方創生の経緯や状況等をくらすて広報紙等を通じて、正確に町民の皆様方に伝えて行きたいと、そのように思っておる次第でございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

川野高實君。

○3番 川野 高實君

次は、町長自体が鞍手町において、鞍手町の人口はどのくらいがベストなのか、このくらいだったらいいのではないかとという答えがあれば教えていただきたいと思えます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

全国的に人口減少が推計されている中で、どの程度がというのはなかなか、議会ですので推測でものを言うのはいかなものかなと思えますので、なかなか厳しいところがあるかと思えますけれども、先程申しましたように2040年には本町の人口が、約1万293人まで減少すると推測がされております。

一人でも多くこの鞍手町に住んでいただけるべく努力をして行きたいと、先程もいろいろなことを申しましたが、そういったいろいろな策を講じて住んでいただけるように努力したいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

川野高實君。

○3番 川野 高實君

なかなか人口規模はどのくらいが適当か、私も第4次とかというときに委員をさせていただきまして、いとも簡単に人口が減っているのに、将来的には2万人にするとかということで、恥ずかしい思いをしています。現実には1万7千ちょっとということで、計画はしたけれどもその計画に追いつくどころか、増えるどころか返って下がって行く、こういうようなことが総合戦略であってはならないし、そのためには鞍手町がまさに1万200なんぼ、大体国が1億と言っていますから、大体1万分の1が鞍手町でございますので1万になるのですが、ある程度の推測を町長としての人口ビジョンを明確にして、取り組んで行かないと、目標が決まっていけないのに、どんな策定が出来るかということになるのです。そういうことで、再度お聞きしますが、どの程度が適当なのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私が考えているのは、平成7年に私が議会に当選させてもらったところが約2万1千人を切るぐらいでした。まずはその辺ぐらいまでに戻る程度は視野におきたいなと思っております。

もう一つは、私はいろいろなところでしゃべっているのですが、まだまだ私はいろいろな施策をやっていますが、これがまだまだ種を植えているような状況で、花が実っているような状況ではございません。いまから、今は2015年ですから2023～4年、今から7～8年、10年ぐらいは見ておいてもらいたいのですが、それまでは右肩下がりで、当然のことながらお年寄りがお亡くなりになりますので、少しは、今の施策が花咲きませんので、右肩下がりで人口がもう少しは減って行くのではないかなどそのように予想はしています。

しかし、いま講じていることが花咲き出しましたら、今から10年後ぐらいになるかと思いますが、下げ止まりして出来ればV字回復をやりたいとそのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

川野高實君。

○3番 川野 高實君

なかなか答えにくいところで、非常に苦慮されておると思いますが、その辺を明確にしないと、目標が明確にならないと策定はなかなか厳しいのではないかとこのように思っております。

先程もお話が出ましたが、どのような将来像、取り組みというのは先程ありましたので、これは省かせていただきます。

全体的には人口の減少、減って行くわけでございます。当面減って行くでしょう。何年か先に政策が実れば、徐々にまた回復するということだと思いますが、人口の減少を抑制して、成長への将来像を示す「長期ビジョン」では、人口減少対策の基本的な視点として、東京一極集中の是正、若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、これが鞍手町で出来るかどうか。また地域の特性に即した問題の解決が出来るか。この3点が非常に大事ではないかと思っております。

国は、2060年は人口1億人程度と言っておりますので、この鞍手町においても全国的には人口、子どもの出生率も1.43まで行っていました。今年の調査ではちょっと下がるという話も出ております。

そのように、国も政策を総動員して、全面に出して人口減少問題に取り組んで行こうとしております。

総合戦略では、基本目標として、地方でも安定した雇用の創出。2点目が、人の流れの転換、若者の結婚、出産、子育てに対する希望の実現、時代に合った地域づくりの4つの柱を掲げています。

これは、ここに書いておりませんが、この4点について見解があればお聞きしたいと思っております。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

国の総合戦略の基本的な考え方の1つ目は、今議員がおっしゃいましたように、人口減少と地域経済縮小の克服があります。

それと2つ目に、まち・ひと・しごと創生と、好循環の確立を掲げております。

今議員さんがおっしゃいましたように、1つ目が、地方に於ける安定した雇用を創出すると。2つ目は、地方への新しい人の流れを作ると。若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶える。4つ目に、時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守ると共に地域が連携すると、このようなことを国が掲げております。

この中におきまして、地方に於ける安定した雇用の創出においては、やはり昨年来から企業誘致も行っております。そういったことと、また用途地域などの見直しも今後課題になってくるかと思えます。そういったことを含めて考えて行きたいとそうように思っております。

人の流れですが、これは私の考えですが、グローバル、もっと世界レベルで考えて、これからは行かなければいけないと、そのように考えております。

グローバルな視点に立ちました場合、今は世界中の国々がいかに有能な人材を我が国、町に来て下さいよというような、これは世界レベルで人の頭脳の奪い合い合戦というのですが、そういったことが行われております。

1つに、現在の日本では移民ですね。外国から移り住んで来る移民を受け入れる体制が出て来ていないため、何時まで経っても日本にはいい人材が世界から集まって来ないということが考えられます。

これは私の考えですが、例えば、国籍法の見直しを国に要望したいと思うのですが、国籍法の見直しが必要になって来るのではないかと思っております。

例えば、1つ目に、夫婦どちらかが日本の国籍を有する場合は、その子どもにおいては日本の国籍を与えると。

2つ目は、夫婦が共に外国籍の場合は、子どもが日本で生まれて、または日本で義務教育を終了した場合には日本国籍を与えると。

3つ目に、日本に移民をしてきた外国人に2年間日本の言葉や、文化、法律、社会常識等の教育を無料で提供し、終了した者には永住権、つまりアメリカで言うグリーンカードのようなものを附与するというようなことをやって行かなければ、いい人材が世界から集まらないと私は考えております。

もう今からは、日本も本当に、日本だけでなくグローバル視野にたった人材に来ていただいて、そしてその方達に日本で働いていただくということが課題になって来るのではないかなど、そのように思っておる次第でございます。

答えになったか分かりませんが、そういうことでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

川野高實君。

○3番 川野 高實君

ちよつともやもやとした気がします、町長のお話の中にグローバルとか、コンパクトシティとか、カタカナの字が非常に多いので、私も70になろうかとしていますのですが、別にかまわないのですが、もうちよつと日本語的に説明を、先程はPDCAとかという話も出ていました。ここで少し世代が違うから仕方ないところとっておりますが、出来るだけお年寄りでも分かるように、安易な日本語を出来るだけ使っていただいて、説明をいただいたらいいかなとこのように思っております。

先程、町長が言われましたように、PDCA、カタカナで言ったら、計画、実施、評価、改善、そういうサイクル、サイクルもカタカナですが、そういう検証、効果を検証しながら必要な改善をやって行くということが大事だと言われております。

その中で、この将来戦略としては、その中心にあるのは人だと、人、人材ですね。人をいかに育てるか、それによってこのことが成否がかかっておると強く言われております。

それと、地方創生、おしきせに上から打ち出して来て、それに従って計画を練って報告をしたら終わり。また精一杯やりよるのですが、なかなか計画通りに行かないというのが今までの策定して、そういう結果でございますが、本当にこれからは、この地方創生は地方自らがしっかり考えて、責任を持って戦略を推進すると。

今後、地方公共団体、私達も国の長期ビジョン、総合戦略を勘案して地域の特性を踏まえて、今年度中に地方人口ビジョン、地方版総合戦略を策定して行くことになっておると聞いております。

先程言いましたように、その際は、縦割りや重複を地方においても排除して、行政だけでなく、地域で実際に取り組みを進めている産、官、学、金、労と言われております。初めはなんことかと思いましたが、カタカナでなく日本語で書いていましたので、その中で大学というのは鞍手町はないのです。5つのそういう団体や住民代表を含めた多様な主体が参画して、自らのこととして策定、検証していくことが重要と言われております。

町長、大学がうちにないのですが、これは嘘を書いていますね、目標が。大学がないと書けるわけでございます。ここら辺りをどう町として補っていくのか、考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

そうですね、大学は本町にはございません。ただ大学を作るとなりますとやはり、私立大学であれば採算性の問題もあるでしょうし、その辺ところというのは。

これから、しかし先程言いましたように、私が核を作ると言っておりますので、働きかけもやればひょっとすると、やぶさかではないかなとこのように考えております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

川野高實君。

○3番 川野 高實君

ないものねだりはしませんが、国はこういう方向で考えておるわけですね。大学がないところはどうか。昨年も私は人口減少化問題で東京に行って勉強させていただきましたが、今さら地方に大学は来ませんよ。どうするかという話も聞いてまいりました。ここでは時間が掛かりますので言いませんが、1つ欠けたところもありますが、やはりそれも加味して総合戦略を始めて行かなければいけないのではないかなと、このように思っております。

はっきり言いまして、今までの総合計画とか、第4次総合計画とか、第5次総合計画をやってきましたが、申し訳ないのですが、絵に描いた餅のような計画を立てて、実現しなくても、そのようにならなくても、誰も責任を取れということは出て来ません。

いよいよ、これから国は、地方にサジを投げたのですね。地方から発案して、地方独自の取り組みをやって欲しいというのが大きな狙いだと思います。

そういう意味で最後にもう一度、今後の総合戦略について、町長の決意、見解、何でもよいのですが、お伺いをして終わりたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

川野議員がおっしゃいますように、今まで、私も議会に20年前まで居らせていただきましたが、当時の第3次総合計画からしますと、本当に絵に描いた餅であると、私も同感でございます。

私はやはり、夢物語みたいな話をする計画なんていうのは、これはやはり夢物語で終わると思います。これではいけないとこのように思っております。

しっかりと、地に足を付けて、そしてここまでは確実にやるのだという目標をきっちりと、これから戦略を立てながら計画を立てて今後やって行きたいと。

そして私は、これを言うとまた後から困るかも知れませんが、私は自分で決めたことは、トップである私の責任なんだという、常にそういう思いを持ってやっているつもりでございます。

出来ないことを掲げたってこれはできません。ならばしっかりとやれることを一步一步前に前進して進めて行くというやりかたで、今後進めて行きたいと思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

川野高實君。

○3番 川野 高實君

最後に一言申し上げて質問を終わりたいと思います。

国は1億人、鞍手町は2万人という話でございますが、やはり私達世代で、この50年後の鞍手町をどんな町にするのか、これは私達の責任だと思います。

待ったなしと先程も言いましたが、目の前の課題だけでなく20年、30年、50年を見据えた町づくりをして行きたいし、議論も深めていきたいと思っております。

住みたい地域に住みたい人は移動する、そういう時代になりつつあると言えます。そのような時代においては、それぞれの地域の良さを磨く必要があろう。

先程、町長は企業等を言いましたが、鞍手町は有数の農業の地域ではないかなと、そこら辺りも、その考えの中に入れていただいて、農業は第2産業といいますか、そこら辺りも重要ではないだろうかと思えます。

これからは、住んでいる人が幸せに暮らし、その幸せに共感し、後世に受け継ごうとする人が地域を守り支えて行く時代になるであろうと言われております。

そういうことで、私もしっかりそういう面では、これから提案が有れば提案し、質問もし、また執行部とそういう面では協力しながら、町づくりに、鞍手町に任されたのですから、しっかり私も頑張っただけでまいりますので、町長としても思い切って頑張っただけでいただきたいとこのように申しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

将来の鞍手町をどうするのかとおっしゃいました。私は、私も含め、ここに居られる議員さんの皆様方が、町民の皆さんから見て、ああこの人達を選んで良かったんだと言えるような、そして本当に町民の皆さん方が明るく、笑顔で、鞍手町に住んで良かったと言えるような町づくりにして行きたいと、そのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上で川野高實君の質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時16分

再開 15時00分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

11番議員 岡崎邦博君の質問を許可します。

○11番 岡崎 邦博君

通告に従いまして今回3点ほど質問させていただきます。

まず、1点目としまして、介護予防の取り組みについてお尋ねします。

この6月議会開催の初日に第6期の鞍手町高齢者保健福祉計画を頂きました。それにより

ますと鞍手町の65歳以上の高齢者人口は26年度末で5,252名、高齢化率が32.2%となっています。要支援を含めた要介護認定者は1,077人です。これが今年度末、27年度末になりますと高齢化率が34.3%ということで、3人に1人が高齢者で、また、要介護認定者も1,137名と推定されています。これは毎年増加していくとの推計が出ています。

そこで鞍手町では介護予防の取り組みについては、町においては最重要課題の1つではないかというふうに思うのですが、この介護予防についてどのように取り組まれるのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

現状につきましては、保険健康課長に答弁をさせます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永憲昌君

お答えします。

介護予防事業の取り組みについては、一次予防事業としてふれあい教室、いきいき教室、走らん会等、介護予防に関する知識の普及啓発や地域における自主的活動の育成、支援を行っています。また、2次予防事業として運動教室、栄養改善教室、口腔教室等、運動機能、口腔機能の向上や食生活改善を行い、要支援、要介護状態とならないための予防事業に取り組んでいます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

一次予防として、走らん会等の地域の自主的な活動を支援していくということでしたが、具体的にはどのような支援を行っているのですか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永憲昌君

いきいき教室として地域公民館等に出向いて行って、健康づくりや介護予防事業の普及啓発に取り組んでいます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

それらの事業で大体何人くらいの方が対象となって取り組まれていますか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永憲昌君

一次予防事業のいきいき教室は、これは公民館に出向いて行く分ですが、6回行い、延べ151名、ふれあい教室で12回、222人。走らん会で42回、2,778人という数字となっています。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

2番目に移りますけれども、直方市では高齢者の健康づくりや介護予防の推進のため、市や地域で行っている活動に参加したり、健診を受けることでポイントを集めて、20ポイント集めると2,000円分の直方商店街の商品券と交換出来る元気ポイント事業というのを実施しております。

これについてはご存じですか。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

はい、承っております。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

これは特定健診や基本健診等、市が主催する介護予防事業のポイントになりますし、この事業の大きな特徴は、先程の一次予防とも関係しますが、地域の住民の方たちが自主的に実施する介護予防や、健康に関する活動、例えば鞍手町で言えば走らん会とか、いきいきサロンだとか、鞍手健康隊だとか、そういう社協を中心とした事業も入りますし、例えば御山に登っている会もあります。気功をしたりとか、手芸だとか、陶芸とか、そういう方たちが65歳以上の方が5人以上集まって出向いて行って、そういうことをすると全てそういうのもポイントの対象になります。また、体育系と言いますと卓球、バトミントン、水泳でもそういうものが全て事業の対象となっています。ですから町が先頭に立って引っ張っていくことも勿論、今後の介護予防としては重要ですが、それだけではやはり今後高齢者の増加に対応出来ない部分もあると思います。それで地域での自主的な活動に対しても、そういったインセンティブを与えて、町として支援していくと。これが取りも直さず引いては介護保険の給付費を抑制することにも繋がってくるというふうに思います。

それでこの事業について、鞍手町としても取り組むお考えはありますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

先ず、うちの町としましては高齢者の介護予防に対しましてインセンティブを与える事業として、本町では介護ボランティア制度というのがございます。直方市が実施しておりますポイント事業は自分の健康づくりや、介護予防を推進するための1つの手段として良いことと思っております。同じような事業を行っている他の市町村の取り組みも参考にしたいと、町の介護ボランティア事業内容の検証と合わせて、いろんな方向から今後検討して行きたいとそのように考えております。

いろいろと今岡崎議員がおっしゃいましたことに関しましては、当然のことながら、私も直方がどこまでされているという細部までは把握はしておりません。もう少しお時間を頂きたいなということと、それともう1つはいろんなインセンティブを与えるということは、当然のことながらまた予算の絡みも出て参りますので、今おっしゃいましたことは前向きに考えていきたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

直方市の場合ですが、26年度から実施しておるのですが、1年間で899人と約900人です。当初予算としては2000人くらいを考えていたようですが、その半分もいかに、900人で約180万円程度を支出したということです。本年度については、約1400人分を考えているということでした。

鞍手町は直方市の3分の1強くらいの人口ですから、先程言いましたようなそれぞれの自主的な活動については、私は鞍手町の方が直方市よりも盛んではないかなというふうにも思っております。

ですからそういう意味で言っても1,000人程度の予算があれば、私は十分対応出来るのではないかなというふうに考えております。

直方市の場合、直方商店街の商品券ということで対応しているのですが、鞍手町の場合はそういうものもありませんので、じゃどうするのか、現金を給付するのか、今ある振興券みたいなものを配布するのか。または地域通貨というような考え方も出来るかなと。これは振興券と同じような考え方ですけれども、そういうもので、やはり地域の商店、スーパー等で地域に限って使えるようなもので対応すると、それは活性化に繋がって行くだろうというふうにも思います。前向きに検討して頂けるということですので、その事業をやっているのは直方市の他にもあるようですので、検討して頂いて先程もちよつと言いましたけれども、介護保険の給付費はどんどん増大することに推計上はなっております。これはとりもなおさず町の介護保険事務費を増大させることも当然繋がってくるわけで、こういうものをいかにして押さえるかと。少しでも住民の方たちに健康で長く生きて頂いて、健康寿命をなるべく平均寿命に近づけるという意味からも、介護予防事業が必要な事業ではないかなというふう

に考えていますので、前向きに検討のほどお願いします。答弁があればお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

そうですね、ポイント制などをしまして、それを地域振興券なりに換えると今議員はおっしゃいました。そういうものがあればまた、お金の循環によって町が活性化するということにもなるかと思えます。しっかりと受け止めさせて頂きましたので、前向きに取り組んでいきたいとそうように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

次に移ります。

次は自治体特選ストアから脱退することになった経緯ということで、まず、(1)自治体特選ストアは平成25年12月より鞍手SGとして運用を開始しましたが、この事業は25年の9月に予算計上されました。その際私は賛成討論の中でいろいろな問題点も指摘させて頂きましたが、指摘しながらも農産品を含めた商品の新たな販路の確保に繋がる可能性もあるとの判断から賛成をした責任もあります。

町民の税金を使って行ったことでもありますので、早々に脱退するという結果になりました。ちょっと残念なところもありますけれども、やめれば終わりというわけではなくて、今後に活かすためにも1年4ヵ月で脱退することになった原因はどこにあるのか。検証をする必要があるとの思いから今回質問をさせて頂きました。

そこで鞍手SGとして最初はFB良品と言っていたのですが、運用開始の際の初期投資費用を含めた脱退するまで、本年3月までの支出総額と特産品の売上げの総額についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

支出総額と売上げの総額につきましては、担当の地域振興課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

まず、鞍手SGに係る支出額ですが、サイト開設に伴う初期費用としては210万円、月々の運営委託経費が平成25年度分4ヵ月分で63万円、平成26年度が194万4千円、いずれも消費税込みで支出総額は467万4千円となっております。

また、特選ストアからの売上総額といたしましては、運用を開始した平成25年12月から閉鎖しました27年3月までで23万2,007円となっております。

但し、この額は鞍手SGの電子決算システムにより販売した売上金額であり、図書館等で行ったイベントの売上げ、またはサイトにて電話で直接事業者に注文したり店舗で買われたという分についての売上金額は含まれておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

イベントとかサイトとか売上げというのは町の方では把握出来ないということですか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

その分はサイトを見てきたというふうな数を集計しておりませんので、私どもは把握しておりません。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

初期費用を含めてかなりの金額が掛かっていますが、残念ながら売上げは余り伸びなかったということです。この事業を立ち上げる際に、当時の武雄の樋渡市長からもいろいろな勧誘というかすすめもあって、その参入を決めたことと思います。参入したからには売上げが伸びるように何某かの努力をされたりとかもあると思います。どのような努力をされたのか。

また、実際参入するに当たって事業計画はどのようなものがあつたのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

まず、これはあくまでも出来るだけ事業者の皆さんに負担の掛からない、リスクが掛からないということを前提に事業者の募集を行って参りました。私どもとしては事業計画はないのですが、目標としては1年間に100品は作っていこうという大きな目標を掲げて参りました。私どもがやった支援というのは、事業者さんに出向いて説明とか、いろんな情報を提供したり、一番大きな支援としてはデザイン的な支援です。ポスターを作ったり、チラシを作ったりというところでは私どもで出来る範囲はお手伝いをしています。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

いろんな支援をして頂きながらも結果的には脱退することになりましたけれども、この脱退することに至った大きな原因は何だったのかを、確認になりますが、そのことについてお

尋ねたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

自治体特選ストアの鞍手S Gは地域所得の向上や町の知名度アップ、地域活性化を目的に平成25年の12月に7つの自治体の皆さん方と協力をして10品のサイト掲載から運営を始めたところでございます。1年後には100品に商品数を増やすことを目標に広報等で事業者の募集や事業者への特産品の開発支援等を行って参りましたが、しかしながら1つ目が事業者の新規参入、特産品の開発に思うような進展がなかったということでございます。

2つ目に、1年を経過した時点で売上げの伸びが期待出来ない状態であったと。

3番目、当分の間の経費について運営委託会社と委託料の減額交渉を行ったが、これが不調に終わりました。などから経費に見合うような効果が得られるまでにはまだまだ時間が掛かるということ判断いたしまして、本年の3月末をもって脱退をしたところでございます。

但し、しかしながらインターネットサイト構築事業支援という形で、別な形で固定経費的にかかるものは一旦止めて、しかしながらインターネットサイト構築事業として予算措置をする等、事業者を直接支援する方向に舵を切って、今行っているところでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

目標としては100品の開発ということがあったようです。ただ、新規参入も思ったほど伸びなく、売上げも伸びなかったというような理由ですけれども、一番目標としていた100品の開発というのは、商品の開発はどれぐらい出来たのですか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えします。最終的には32品までいきました。これは32品は全く独立した商品を作っていくわけではなくて、消費者の方がいろんな選択肢をもってもらうように、例えばAという事業者が3品商品を作ったら、その組み合わせ、或いは量の変更、そういったものも含めて32品を作っております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

私が一番感じるところは、この事業に参入する際に全員協議会が開かれました。その際に例えば農業従事者の方たちに説明をしていたのか、とか、または商工業者の方たちと話をし

たのか、とか、というようにいろいろな質問がありましたが、当時はしてないというような話もあったのです。それから参入を決めてするまでに数ヵ月しかありませんでしたが、やはり準備期間が私は短かったのではないかなというような気がします。尚且つ、鞍手町の中で100品新たな商品の開発をするという目標も私はいいいと思います、なかなかそういう環境に鞍手町があったのかどうかというのも、もう少し参入する前に私は前段階として、準備段階としてもう少し煮詰める必要があったのではないかという気がします。

事業として私は最終的に賛成した立場から、本当に販路の確保に繋がればと思って賛成はしましたけれども、そういう懸念が残念ながら当たってしまったかなというふうな気がしています。

これを1つの糧として今後についても新たな事業に取り組む際には、前もって検討して頂いて本当に事業自体が上手くいくのかどうかを検証して、それから取り組んで頂きたいと。使う予算は全て町民の税金ですので、その辺を考えて頂きながら取り組んで頂きたいと思います。このことについて答弁があればお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

ただ、ちょっと1点、私の考えと議員さんとはちょっと違う部分がございます、決してこれはやめているわけではございませんし、先程申しましたようにインターネットサイトの構築事業の支援として予算措置をするなり、まだ継続中でございます。

何故これを7団体から脱会したのかというのは、7団体で入る場合にはそこに固定経費が掛かるということだから、そこから手を引かさせて頂いたということでございます。

もう1つは、ただ単に失敗のような感じに受け止められておられますけれども、私はそもそも事業はそんなに1年、2年で莫大なものが構築出来るなどは、私も事業をやっておりますから分かりますが、そんなに甘いものではないというのは十分に認識しておりますし、これはまだまだ現在進行形でございますということをつけ加えさせて頂きたいと思います。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

そういうふうに言われると私もちょっとあれなのですけれども、先程最後に言いましたように町民の税金ですから、個人事業主の方がいくらリスクを負って事業を始めるのは構わないのですけれども、税金はやはり大切に使って頂かないと。そのところをしっかりと踏まえた上で先程私はお話をさせて頂きました。

次に進みます。

次は、日本自治体等連合シンガポール事務所に関する事項についてです。

名前がちょっと長いのですけれども、それも武雄市の当時の樋渡市長はシンガポールに事務所を開いて、各自治体の特産品を、そこを拠点に海外に販売していくということでの事務所の開設だったわけですが、当初7団体といたしますか、自治体が6つと1つの団体ということで、7団体で事務所を開設して、今1年半経過しているわけです。27年度も引き続き鞍手町もこの事務所に対して出資をしています。

そこでこのシンガポール事務所を開設する際の初期費用、またシンガポールですから旅費もかなり掛かるわけですが、町長、職員等の旅費、今年度当初予算を含めた現在までの支払い総額、また、町長、職員が何度シンガポールに渡航されたのか渡航回数を含めて答弁のほどお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えします。数字的なものは地域振興課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

まず、シンガポール事業に掛かった平成25年度及び平成26年度の実績の経費ですが、事務所開設、運営に関する経費として236万円、旅費としまして188万9551円、事業費としまして40万円、合計464万9,551円となっております。

また、27年度経費につきましては、予算ベースですが事務所運営に関する経費として144万円、旅費としまして45万3千円、事業費としまして80万円、合計の269万3千円を予算措置しております。

合わせて3カ年度の支出総額は734万2,551円の予定でございます。

また、シンガポールの渡航回数ですが、平成25年度及び26年度の実績で町長が3回、職員が5回、延べ7人となっております。

また、27年度では職員の渡航が1回、2名で予定しております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

これも大きな予算を掛けて鞍手町の特産品をシンガポールの事務所を通して販売していくという計画なのですが、当初行政報告が25年の12月にありまして、その時に8品、10点の特産品を展示するということで、中でもゆたかの里のクッキーが関心を集めた。関心を引いたというような報告がありました。昨年26年度についてはぶどうを数10キロ持って行って販売したというような報告も聞いています。開設以来1年半が経過していますが、具体的に商談が成立した商品と売り上げの総額についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

データのでありますので、地域振興課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

地域振興課。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

先程、議員さんが申されましたように、手作りクッキー等について商談は残念ながら成立しなかったのですが、具体的に商談が成立した商品といたしましては、平成26年度で巨峰20キロをインターネット通販サイト、シンガポール楽天に出展するため現地の商社が買い取り販売をしました。売上総額は3万6千円でございます。尚、現地の市場販売につきましては約16.5キロ、持ち込みは25キロだったのですが、そこで現地での売上げは6万1,835円ありましたが、これは商談ということではございませんので、数字から省かせてもらっています。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

鞍手町の状況は今聞きました。他の自治体、または他の団体の商談が成立したものとかが、または売上げとかが分かればお答えください。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

詳細については手元に資料がございませんが、例えば大刀洗町ではお酒について取引があるとか、新潟県つばめ三条は漆器の取引が一部あるという情報は得ております。

流通関係よりも、主に進んでいるのはインバウンド、観光客誘致につきましてはかなり旅行会社の中で商品が成立しているという情報は来ております。但し、鞍手町でのインバウンドはまだ実績はございません。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

他の自治体ではお酒とか漆器とかの商談が成立したということですので、鞍手町にもチャンスがあるのではないかなと思います。

今3番目になりますが、シンガポール事務所の運営状況として鞍手町としてはどのような取り組みをしているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

状況につきましては地域振興課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

鞍手町にはお酒とか漆器はございません。鞍手町で今可能性がある流通としましては、特産品のぶどうです。それから、この程誘致が成功いたしました北九食品の和菓子、これについても冷凍で365日日持ちがするというので、工場は今から作る予定ですが、商品としては非常に魅力があるというような反応を得ておりますので、早速今月に試供品を送るようにはしております。

インバウンドについては、今年の町おこし事業の中で観光ぶどう園のようなものを今作る手立てを進めております。或いは春先にはイチゴもございまして、ここら辺を絡めたインバウンド商品が出来ないものかということは現地の事務所と協議を進めております。

以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

可能性があるものとしてもぶどうとか、和菓子だとかイチゴだとかいうようなものも上がってきましたけれども、果たしてシンガポールまで行って経費を掛けて、事務所を置いて売る商品かなというような気がしています。

シンガポールは1つの魅力のあるところではありますが、もう少し地元というか、近隣の地域でもっと鞍手町のぶどうとかを宣伝していく方がメリットはあるのではないかなという気がします。

例えば昨年のお話を聞いてみますと、シンガポールで販売した次の週に町長も言われていましたが宗像市の道の駅で売れば300キロ売れたとか、シンガポールの10倍、20倍売れているわけです。鞍手町のぶどうは私は自信をもって他で売れるべき商品だと思います。

ただ、PR不足で田主丸とか八女の黒木というような所に押されてはいますけれども、商品としては、私は魅力のある商品だと思いますので、逆に言うと知名度がないだけでPR不足だというふうに思います。これだけの予算を掛けるのであれば、もっと近隣の地域でのPRだとか販売に掛けた方がむしろ実りがあるのではないかなという気がします。

それ自体を否定するわけではありませんけれども、むしろもっと身近な所に目を向けて事業展開していくということも必要ではないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

ちょっと私の考えとは違うのですが、このシンガポール事業というのは、ただ向こうに行って沢山売ることを目的として始めたわけではございません。私は今までは巨峰は直鞍ぶどうとして農協から沢山の量が出荷されていまして。私はこれでは駄目だと。鞍手ぶどうとして、要はブランド化するためにはどうしなければいけないのかという1つの戦略を立てました。1つは樋渡市長と出会いまして、これはひょっとするとブランド事業のブランド化するには大きな材料になると私はこのように判断をして取り組みをさせて頂きました。これをやりまして、幸いなことに鞍手町に特化した報道といたしましては新聞掲載、国内では5回、私がKBCラジオの生出演をさせて頂きまして鞍手町の宣伝もいたしました。

そして街頭PRといたしまして道の駅宗像、グローバルアリーナ等でぶどうの販売を鞍手ぶどうというブランド名で販売をしたと。それとめんたいワイドのテレビにも出演をさせて頂きました。

鞍手町を含むシンガポール事務所全体の報道といたしましては、新聞掲載、国内では3回、国外でシンガポールでも6回、情報誌等の掲載も1回ということで、要は私が考えていた思惑どおりのPRが出来たということからしますと、成功であったと私はそのように考えておりますし、先程うちの課長が申しましたように数百万経費を使いましたけれども、この費用対効果をどう考えるのかと。事業的に見てどう考えるのかと考えた場合には、損益計算から単純に考えた場合には、これは当然のことながら赤になっております。しかし今私が申しましたように、これは行政といたしまして利益を出すことが目的じゃございません。要は鞍手町で事業をされている人、もしくは農業を営んでいる方、工業を営んでいる方、この方たちの後押しをしっかりとやるというのが私の政策でございます。

ですからこれに関しましては、私は成功であったと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

新聞に取り上げられたり、ラジオだとかテレビだとかそういうメディアに取り上げられて、おそらくPR効果はあったと、734万円掛けるだけのことはあったという町長のご答弁ですけれども、それだけのPR効果があって、じゃどう実事に結びついてくるかということになるかと思うのです。それで鞍手の方に多くの方たちが、直売所はそれぞれ農家の方たちが作っていますので、そこでラジオを聞いて来たとか、テレビを見て来たとか、新聞を見て来たというようなことで、多くの方が鞍手ぶどうを買いに来て頂けるのであればそれなりの効果があったということになるかと思うのです。

これは今後、今年どうか、また来年どうかということにもなってくるかと思うのですが、言うなれば、シンガポール事務所が直接関わってPR効果が出たというよりも、副資源的にシンガポール事務所を通して商品が売れたわけではありませぬので、副資源的な効果があった

ということだろうというふうに思います。

そういう意味では今後について、この事務所に出資を今後も続けていくかどうかについては、どういうことを判断基準にして、先程の自治体特選ストアを脱退した時のように、何を基準にして継続するか止めるかを判断されるのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

そうですね平成25年の10月からこの事業は自治体等連合シンガポール事務所として取り組みを開始しました。

関係市、町等で3年程度継続して、まずは石の上にも3年という言葉がございますように、どんな事業でもそうなのですが、3年間は7つの自治体で頑張ってみようではないかということで取り組みをいたしました。それから本年10月から3年目に入ります。来年度以降の事務所の継続、脱退については、これまでの効果等、いろんなことを分析いたしまして、判断をいたしたいとそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

何度も繰り返すようですが、全てこれは町民の方たちの貴重な税金を支出しての事業です。ですからそういうことを常に念頭に置いて頂きながら、慎重な予算執行に当たって頂ければというふうに思います。以上で質問を終わります。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

当然のことながら私は皆さん方の税金を預かっている長でございますので、慎重に執り行っていきたいと思っております。

それともう1点、先程の効果の部分なのですが、これを取り組むことによってJAの皆さん、そしてぶどう部会の皆さんとかお百姓さんのいろんな部会がございます。それとか農業委員会の皆さん、この方たちとも本当に非常に良い連携プレーが今保たれています。そして青年部の皆さん方においては、町がこれだけやってくれるのだから俺らも頑張らないといけんというような頼もしい言葉も頂いております。ですから、ある意味それだけお金を掛けましたけれども、私は費用対効果から見ますといろんな宣伝、テレビ、ラジオ等いろんな部分を鑑みますと、これは5千万円から8千万円くらいの宣伝をするならばお金が掛かるだろうと、私はレクチャーを受けました。そういう意味からするとしっかりとした町の宣伝、それとそれに従事されている皆さん方の志気を高めた、そして皆さん方が一丸となってやろうと

する心構えが出来たという意味においては良かったのではないかなどそのように思っております。

今議員がおっしゃいましたように大事な税金を使ってやりますので、今後とも一生懸命やっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上で岡崎邦博君の質問を終了します。

次に12番議員 須山由紀生君の質問を許可します。

須山 由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

通告に従いまして質問をいたします。

浮洲公園の今後の活用について何点か質問をいたします。

3月議会で説明がありましたように、今年度より折尾愛心高校の女子野球部が浮洲公園の野球場を使用するようになり、グラウンドはきれいに整備され、また防球ネットや仮設トイレができ、そして電気や水道も設置されているようです。それに伴いまして球場周辺も活気づき、人の出入りも以前より多くなり、ものすごく良い環境に変わりつつあるようです。

この状況は地域にとっても鞍手町にとっても非常に良い状況ではないかと私は思います。そしてこれを引き金に今まで閑散として、人もあまり寄りつかなかったこの地域は、これからどんどん活気づき、人や車の出入りが多くなっていくのではないのでしょうか。

町としてもこの機会を逃さずに、今後のこの公園の有効活用について、何か良い手を打つべきではないかと私は思います。

本題に入る前に、この浮洲公園が出来た経緯と時期、それとあのプールはいつ頃まで使用されていたのかを教えてください。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。出来た経緯につきましては、地域住民の憩いと健康体向上のために福岡県が昭和46年に建設しております。その後福岡県より昭和53年3月30日付けでプールが鞍手町に無償譲渡されております。そしてその後平成14年度まで鞍手町が運営をいたしました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山 由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

そうするとプールを閉鎖した理由というのはどういう理由でしょうか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

理由につきましては、施設の老朽化によるものが1つと、それと利用者の減少という、この2点が大きな理由でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山 由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

そうすると閉鎖された時に、このプールの跡地の利用は何も考えておられなかったということですかね。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

おっしゃるとおりでございます。

○議長 星 正彦君

須山 由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

ありがとうございます。

次に移ります。現在全く使用されていないプール跡地について質問をいたします。

3月議会以降何度か公園周辺を私は視察に行つて感じたことですが、とても公園と言えるような状態ではないのにびっくりしました。正直言って私今まで浮洲公園の認識がなかったのですが、まず、プールの外周ですが、雑草と元々垣根として植えてあったのか、それとも、天と生えなのか分からない雑木やフェンスも覆い隠してしまうように生い茂っています。

これでは中に何があるのか、誰が居るのか全く分かりません。また、プール内はそれによって完全な死角になって、かなり危険な状況のようでした。

これは地域の人々の声ですが、この中でシンナーを吸ったり、また不審者も見掛けたこともあるそうです。

このような状況では若い人の非行の問題とか、また防犯上でもかなり問題があるのではないのでしょうか。私はその防犯のためのパトロールも必要ではないかと思っております。

そして今度はプールの中ですが、私は初めてのことで恐る恐る中に入って見ましたら、これがまた凄い状況でびっくりしました。プール内は雑草だらけ、小さな丸い子ども用のプールの跡らしきものがありまして、その中には雑木を伐採したものが山のように捨てられて、周囲はビールの空き缶等が散乱し、その時は年齢は分かりませんが、私が中に入って行ったときには、若い男性1人が座って、何か考え事をされていたのか分かりませんが居られました。

また、近所の方が餌付けをしてあるのかキャットフードがいたるところに置いてあり、野良猫がどこかしこから出てきまして、衛生面においても非常に問題があるようでした。

このような状況のプール跡地をそのまま放置して置くと、この先防犯上においても衛生面においても、何か問題が起きるのではないかと私は心配でなりません。

こういう不測の事態を避けるためにも、この跡地をきれいにして有効活用が出来ないでしょうか。これは地域住民の方の強い要望でもあります。町長のご意見をお伺いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

私も先週の4日の木曜日に現地を見に行ってみました。今のところプール跡地の使用については、まだ目処がないのですが、ただ、見に行かして頂いてプールや建物があるため見通しが悪く防犯上非常に危険だと思っております。

それともう1つは、あの辺木々が生い茂って、景観上あまり良くないということが2点目。3点目にプールやプール周辺に不法投棄が非常に多くございました。

それからもう1つは、今年の4月からやっておりますが、折尾愛心高校の女子硬式野球部が隣の野球場を本年の4月から使用しております。土日には県外からもバス等に乗られて見物客も多く来られておられます。

今の現状のままだと鞍手町のイメージがダウンする、悪くなると私も須山議員さんと同じようにそのように感じました。

以上のようなことにより、早急に出来ればプールの辺りをきれいに平らにして、あの一帯を更地にして見通しを良くして、そこがお年寄りや子どもたちが集えるように、町民の皆さんがそこでちょっとした遊びが出来るようなことに取り組みたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山 由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

ありがとうございます。

今の町長の答弁に若干重複するところもありますが、次に、今あります遊歩道とその周辺の今後について質問をいたします。

この遊歩道は石畳で出来ていて、当初は立派できれいな遊歩道だったと思います。しかし今は地域の方が散歩で少し利用されているようだというのですが、プール同様、周りに雑草が生い茂っていて蛇やダニが出てきそうな状況です。このような状況ではとても小さな子どもさんや赤ちゃんと一緒に連れて散歩したり、遊んだり出来ません。当然若い人やお孫さん連れのおじいちゃん、おばあちゃんもそうだと思います。

それと球場の周辺、小高い上の方ですが、野球を見ながら休憩が出来るような椅子とベン

ちらしきものが設置してありますが、私もそこまで子どもを連れて行けるような状況ではありませんでした。私もどこから上がってよいのか分かりません、下から見ていたのです。それと公衆トイレ、現在球場の向こう側に1ヵ所あるようですが、中を覗いて見たら男性は何とか用を足せる状況ですが、女性や子どもさんはとても使えるような状態ではありませんでした。

それに外灯もないので暗くなったら私も夜行ってみたのですが、尚更人が寄りつける状態ではない真っ暗でした。

このような現状をきちんと整備すれば地域の人や町外の人等多くの人が利用出来る。これは本当に勿体ないスペースが眠っていると思います。

また、それとは別に、この周辺の田んぼには1万キロ近く旅をするシギという珍しい旅鳥が休憩のために春と秋に立ち寄るらしく、町内外からのバードウォッチャーの格好の場所だということです。他にも沢山の野鳥がいますので、私もそうですが鳥好きな人にも好まれる自然と融合した格好の場所ではないかと思っております。

平成27年の子ども子育て支援事業計画の取り組みの中にも安全、安心な活動場所等、子どもの健全な発達のための良質な環境整備、その中の安全、安心して遊べる広場や公園の整備と謳っていますように、乳幼児も一緒に遊べるような遊具等を備えた安全で安心して遊べる公園にするお考えはないでしょうか。町長にお伺いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

そうですね、まずは生理的現象でありますトイレ、これは一番に考えないといかんかと私も思っております。

それと外灯にいたりましては、やはり暗い所では犯罪の温床になりますので、その辺のところも早急にまずはトイレ、そして外灯に取り組まなければいけないと思っております。

それと須山議員さんから聞いて初めて知ったのですが、シギという野鳥ですか、野鳥が好きな方はスコープ等で見られているのをテレビで見っております。そういうのがあれば当然のことながら1つの観光資源ではありませんが、人が集う資源にもなるかと思っておりますので、そういうことも踏まえてやって行きたいと。

それと先程も申しましたようにあの辺の整備をきちんとやることによって地域住民の皆さん方が集えるし、また、そこに憩いの場が出来るということにおきましては私も同感しておりますので、これは前向きに考えて行きたいとそのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山 由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

今提案をしましたような計画が進めば、今現在もそうですが、町内外から先程町長が言われましたように、乗用車や大型バス等で多くの利用者が鞍手町に参集して来ます。そうなる問題なのが、この公園の入り口が狭くて、先程言われました大型バスが中に入れられないということです。今の狭い公園の入り口に私もこの前見に行った時には、大型バスが待機していて、どこから入って行くのだろうかという状況でした。他に車の入場にもかなり邪魔になっているように思います。

中に大きな駐車場があるのですから、この問題も何か考えておられたらと思いますが、町長にお伺いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私も先程言いましたように木曜日に見に行きまして、あそこの最初の入り口に赤と白のコの字型パイプがありまして、最初の段階であのコの字型の左から2番目のコの字型がなければ大型バスが入れるのではないかなというスペース的なものを感じました。ですから1点心配なのは、以前大型が入りましてゴミの不法投棄等があったと伺っております。ですから例えば折尾愛心の試合で大型バスが入るとか、そういった時にはそれに特化した、その時だけはパイプを外して鍵を外して進入出来るような具合に、何か知恵を絞ればそういうところは可能かと思っておりますので、是非前向きにやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山 由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

ありがとうございます。今私が提案しお願いしましたことを、これらが実現すれば折尾愛真高校の参入と同時に町外の多くの人にもこの鞍手町をアピールすることも出来、鞍手町の活性化に少しでも貢献出来るのではないかと思います。

また、今までは地域のごく少数の人だけが利用されていたのですが、これから町内全域の人に広がり、多くの町民の方に喜ばれるのではないかと私は思っております。

是非前向きな検討をお願いしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 星 正彦君

12番議員答弁はいりませんか。

○12番 須山 由紀生君

いません。

○議長 星 正彦君

以上で須山 由紀生君の質問を終了します。

次に1番議員 熊井照明君の質問を許可します。

熊井 照明君。

○1番 熊井照明君

通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、シティプロモーションについて質問をさせていただきます。

先程川野議員から横文字が多いという発言がありましたけれども、シティプロモーションという言葉が浸透しておりますので、この言葉で質問させていただきます。シティプロモーションという言葉をよく見たり聞いたりします。近年では中央だけでなく都市部でも積極的に取り組む自治体が増えております。今地方自治体は新しい様々な取り組みを開始しつつあります。その1つがシティプロモーションという活動であります。シティプロモーションは知識、再生、観光振興、住民共同など様々な概念が含まれています。

地域の魅力を創造して、これを地域の内外へと広めることで地域イメージをブランド化することで魅力的なブランドに育て、人だけでなく企業も含めますけれども、観光客や転入者を増やして住民に誇りと地元愛を根付かせることが目的だそうです。

鞍手町の良さを町内外にアピールして、人口減少に歯止めを掛けるためにも鞍手町の魅力を発掘し、創造し町内外に積極的に発信を行い、子育て世代の流入や企業誘致を進めるためシティプロモーションに取り組むことについて、町長はどのようにお考えをしておられるかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

人口減少時代を生き抜く効果的な手段といたしまして、最近シティプロモーションもしくはシティセールスと言う場合もあるみたいですが、推進している自治体があると伺っております。一般的には自治体の営業活動と訳されておりますけれども、これを導入する目的といたしましては、ちょっと整理したいと思います。

1つ目に認知度の向上と。2つ目に情報交流、人口の拡大と。3つ目に交流人口の評価。4つ目に定住人口の獲得。5つ目にシビックプライド、これは現在生活している住民に愛着をもってもらふことと。そして第6に企業誘致等が上げられております。

このシティプロモーションにつきましては、要は鞍手町の認知度を上げる宣伝という意味合いもあるかと思いますが、私が町長に就任させて頂きまして具体例を上げますならば平成25年の9月にソフトバンクのファーム誘致の時にもちょっとサンダーバードの恰好でやらせて頂いたりとか、それとか先程も出ておりましたがインターネットサイトを通じてマスメディア、テレビ、新聞等を通じて宣伝をやったりとかということをやっております。

答えになっているかどうか分かりませんが、そういうことでやっております。

○議長 星 正彦君

熊井 照明君。

○1番 熊井照明君

シティプロモーションは町長の言われるとおりです。町長は就任されてからフェイスブック等も活用されて鞍手町の発信を推進されています。そういうことは十分わかっているの

すが、やはり鞍手町の魅力を発信するためには、こういう取り組みに取り組んで鞍手町の良さ、観光町づくりビジョン鞍手町がどこにあるか分からない。鞍手という字も書けないということが書いてありました。

平成23年にインターが出来ました。27年に先程言われましたが北九鞍手夢大橋、直線に繋がっておりませんが、利便性は確かに良くなっていると思います。そういうのを近隣自治体に発信をして、鞍手町はこういう所ですよと。

先程言われましたけれども福岡、北九州の丁度中間にはなりませんけれども、福岡空港に行くにしても45分あれば着きます。

そういう魅力を発信して鞍手町の認知度を高めて、少しでも人口減少に歯止めを掛け、また、企業にも来てもらう。そういうことを発信して行かないと、このままだと人口がだんだん減っています。今は1万6800何十人ですよ。だから町長が2万人程度と先程言われましたけれども、3200人程度増やさないと2万人にならないのです。3200人増やすには大変なことだと思います。そのためには鞍手町の良さ、文化財はありますし、史跡もあります。緑もありますし、住みよい町だと思います。

トヨタに勤めている人に話を聞きました。トヨタに勤めている方は宗像によく家を建ててありますが、何で鞍手に家を建てられたのですかと聞いたら単純明快でした。土地が安かったからと。それと宮若から鞍手町に移り住んで大分なりますが、そちらは鞍手が住みやすいよと。こういうのをもうちょっとアピールした方がいいんじゃないかと、私はそのとおりだと思います。

だから筑豊線の鞍手駅もありますし、室木線の跡県道55号線をちょっと行けば鹿児島本線の遠賀川駅に行くのです。海老津に行けば快速も止まりますし赤間に行っても快速は止まります。

こういう鞍手町の良さを発信していく、町長はフェイスブックで発信していますが、より発信していくような取り組みを私は行って頂いて、鞍手町の地名度を高めて行って頂きたいと思います。

それと町内には企業が沢山あります。何年か前に話を聞きましたけれども、鞍手町に従業員はいっぱい居るけれども鞍手町居住の人は少ないからねと言われました。鞍手町に町外から来て鞍手町に住んでいる人が、町外から来て鞍手町の企業に勤めている人が鞍手町に住みたいという情報を流すのも1つの手ではないかなと思います。

ただ、シティプロモーションは単独ですとお金が掛かるらしいです。初期費用が700何十万とか、3年間で3千何百万とか。だからシティプロモーション協議会というのが出来ております。これは14自治体ほどあるのですが、意見交換をすると同じような話が出てくるそうです。認知度が低い、売り出すものがない。この中には民間企業も支援団体として入っているそうですので、こういうところに入って他の自治体と意見交換をして、鞍手町を売り出す方策を考えるのも1つの手ではないかなと思いますが、その辺町長はどのように考えられるかお聞かせください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

まず、私が町長をさせて頂いてフェイスブック等、SNSソーシャルネットワークシステムというのですが、SNSを使っているいろんなところに発信しているというのも、今議員さんがおっしゃるとおりでございます。

また、今申されたように単独でやるとお金が掛かるのではないかという意味において、今シティプロモーションに取り組む全国各地の自治体により、効果的なシティプロモーション活動を展開していけるような産学官融合の場として埼玉県戸田市に株式会社JTBコーポレートセールス等でシティプロモーション自治体等連絡協議会等が設立されていると聞いております。こういういろんなよそも頑張っている所、もしくはいろんな団体が頑張っている所とも勉強しながらお話を聞かせて頂きながら、今後進めていきたいとこのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

熊井 照明君

○1番 熊井照明君

よろしく願いいたします。鞍手町の名前を、鞍手町の良さを広めるためにもお願いしたいと思います。

ただ、1つ出来るかどうか分からないのですが、ホームページでフェイスブック、剣岳の蛍の絵が載っていました。あれは画像だけなのです。あんなのを動画でするとより良さが分かって来るのではないかなと私は思います。それとホームページにイベントカレンダーがありますが、イベントカレンダーに何もイベントが載ってないのです。新着情報はありますが、イベントカレンダー何月に何をしますよという、先のことで決まっていることをしてもらおうと多分にホームページを見ている方がいらっしゃると思います。

例えば、長谷観音のキャンドルナイト、それとか4年に1度木月の遷宮があります。ああいうのをイベントを先にイベントカレンダーの中に入れてれば予定が立てやすいとか、そういうのがあるのではないかと思います、その辺を改修してもらったらどうかなと思います。

もし、意見があればお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

具体的なことがありますので担当課の方に答弁させます。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

劍岳の蛍の話が出ましたので私の方からお答えさせていただきます。

昨日、ヒメボタルを私も見に行っていたのですが、朝日新聞の一面で取り上げられたということで非常に効果がありまして、土曜日には200人ほどで、昨日もかなりの方が訪れていました。蛍の会と私も話しまして何とか動画で撮れないかということで、ゲンジボタルは何か撮れたのですが、ヒメボタルは地味で動画は難しいということです。あういう連続動向のような形で撮らないと、なかなか表現は難しいなど。あれは現地に訪れて頂ければ良さが分かるのではないかなと思います。

今後の観光パンフレットを作ろうと計画していますが、その中にはQRコード等で動画が見られる仕組みを考えておりますので、それは近々何とかしたいと考えております。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政務推進課長 三戸 公則君

今、ご質問の中で町のホームページの情報カレンダーの点につきましては、更新は十分に出来ていないというところがございます。これについてもっと積極的に行っていきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

熊井 照明君

○1番 熊井照明君

動画については例を上げて言っただけですので、そういうイベントがあれば動画でしたらより分かりやすい。実際によその自治体はしている所はあります。そういうふうに取り組まれるのがいいんじゃないかなと思います。

次の質問に移ります。

町の職員の採用試験に社会人経験枠を設ける考えはということで質問をさせていただきます。

都市部の自治体では社会人経験枠を設けて採用試験をしているところがあります。近隣の自治体でも土木と建築の採用は民間枠を設けて採用試験をしている所があります。

社会人経験者募集枠は民間企業で勤続3年とか5年以上の経験者が対象となっているところもありますし、また新たな事業を行う場合によっては任期付きの常勤職員を採用している所もあります。

この採用枠の目的は多様な即戦力を採用したいとか、民間ならではの発想力や企画力に期待したいと、そういう思いからだと思えます。従来の自治体の仕事がお役所仕事と言われることや、型にはまった業務やサービスに陥りがちなところから公の組織では考えられなかったことや、出来なかったことに対して専門分野での経験や知識をもった人の意見を取り入れ、行政サービスの改善を行うとするものと思っております。

私は決して鞍手町の職員が型にはまったお役所仕事をしているとは申しません。より良い鞍手町にするため社会人経験枠の採用試験も考えてみたらどうかなと思っておりますが、町長の考

えをお聞かせください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず、平成26年度直轄地区遠賀郡中間市の採用試験の状況を見ましても、民間経験を条件としているのが今のところ中間市のみとなっております。本町におきましては一般事務については近隣自治体とほぼ同じ年齢条件で技術職については45歳を上限年齢として幅広く募集をいたしております。議員がおっしゃいますように優秀な人材であれば新規学卒、民間経験を問わず採用していきたいとそうように考えております。

ちなみに平成27年度採用者は4人で、全て社会人経験者でありました。それともう1点は私が担当課長に申しておりますのは、例えば何かプロジェクトをやるとなった場合には、それに向けての新規採用で、職員に教えていくのはもの凄く時間が掛かりますので、出来れば例えば何かのプロジェクトをする時には、そのプロジェクトに見合った民間の企業なり、いろんなところから引っ張ってきなさいと。そしてそこで何年契約という形で即戦力になるような人材が、これも1つの社会人経験者枠になると思いますが、そういう意味においては型にはまったやり方ではなくて、いろんな総合的に見て、今現在世の中はいろんな変化をいたしておりますので、その変化に応じて、じゃ今はどのようにやった方がいいのかということを考えていきながら採用していきたいとそうように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

熊井 照明君

○1番 熊井照明君

そういう該当する人がおればそのようにして頂きたいと思えます。ただ、社会人経験枠に私が何故これにこだわるかと言いますと、年齢を上げてても試験は同じ試験なのですね。そうすると学校を出た直ぐの人とか、公務員学校で勉強をした人の方がどうしても成績は上で通るのです。社会人経験枠というのは、そういう試験にすれば点数に差が付くでしょうけれども、本当の経験、5年とか、それ専門に銀行関係、証券関係、そういう専門の知識を得た人を職場に置くためには、そういう人を採用するための論文形式みたいに分けて別にして一般常識は一般常識でいいのですが、分けて採用したら経験を活かせる仕事が出来るとは思えないかなと思って私はこういう質問をいたしました。是非検討して頂きたいと思えます。

次の質問に移ります。

史跡の保存について、古門に伊藤常足翁の旧宅があります。旧宅について質問をさせていただきます。

伊藤常足翁旧宅は平成元年より2年掛けて鞍手町を代表する文化財として、ふるさと創生事業として修理復元されております。平成7年の1月9日、福岡県指定文化財の史跡として指定されて今日まで来ております。見学者は町内の小学生をはじめとして、佐賀県、長崎県、福岡市、春日市、宗像市、中間市、福津市、飯塚市、遠くは東京からも見学に見えておりま

す。また、県会議員の名前も書いてありました。その旧宅については過去、瓦部分からの雨漏り等で壁の塗り替え、シロアリ駆除等を行政の方から修理をしてもらっています。

ただ、中に入って天井を見上げますと、藁屋根ですので、天井の藁が抜けている部分もあります。明らかに雨漏りがしていると見られる箇所が何カ所かあります。これを外から見ますと屋根は赤茶色のトタンで覆われていますけれども、トタンが錆びて釘が浮いている部分が多分に見られます。我々素人から見てもトタンを塗り直すなどして屋根を補強しないと中の藁が雨で腐って、旧宅が朽ちてしまうのではないかなと心配しているわけです。

この屋根の補修等について、町長はどのようにお考えかお尋ねします。

私が町長に何故聞くかというのと、観光町づくりビジョンがありますが、この中に史跡等を活用して云々ということが書いてあります。私がもっているのは案なのですが、史跡等を活用しながら鞍手町の町づくりビジョンが策定されると思います。それで私は町長にお聞きしたいということで答弁者を町長にいたしました。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず、概略の方からお話申し上げたいと思います。

伊藤常足翁旧宅の整備は平成元年のふるさと創生事業によって行ったもので、平成3年に整備を終え、現在一般公開をいたしております。その後平成11年以降雨樋、シロアリ駆除、屋根、壁等の補修を行っております。ただ、近年老朽化が進んでいるため平成27年度の福岡県文化財保護事業補助金を受けまして、旧宅の劣化状況の調査及び保存整備計画を作成する予定といたしております。

今後はこの計画に沿って順次保存整備を行って行きたいとそのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

熊井 照明君

○1番 熊井照明君

整備計画に基づいておこなっていくということですので、なるべく早くして頂かないと藁屋根は落ちてしまいますよ。藁屋根をもう1回するとしたら相当なお金が掛かると思いますので、1回見に行かれて天井を見られて、外からも見てください。よろしくお願いします。

これで一般質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で熊井照明君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際休会についてお諮りします。

明日9日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日 9 日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 16時30分

平成27年鞍手町議会第3回定例会会議録（第3号）						
平成27年 6月10日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成27年 6月10日 午後1時00分			星 正 彦		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成27年 6月10日 午後2時54分			星 正 彦		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	3	川野高實	4	宇田川 亮		

職 務 出席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	森 茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興課長	立石一夫	出欠
	福祉人権課長	守田純子	出欠	上下水道課長	原 敏勝	出欠
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	松永憲昌	出欠
	総務課長補佐	梶栗恭輔	出欠			
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

## 平成27年第3回鞍手町議会定例会議事日程

6月10日 午後1時開議

### 第3号

- 日程第1 議案第55号 専決処分の承認（鞍手町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第2 議案第56号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第3 議案第57号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第58号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第59号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町一般会計補正予算第6号）
- 日程第6 議案第60号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号）
- 日程第7 議案第61号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号）
- 日程第8 議案第62号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第3号）
- 日程第9 議案第63号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号）
- 日程第10 議案第64号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第65号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成27年度固定資産税の課税免除
- 日程第12 議案第66号 鞍手町道路線の変更
- 日程第13 議案第67号 鞍手町道路線の廃止
- 日程第14 議案第68号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）
- 日程第15 議案第69号 学校施設環境改善交付金事業 剣南小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の締結
- 日程第16 議案第70号 学校施設環境改善交付金事業 古月小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の締結
- 日程第17 議案第71号 学校施設環境改善交付金事業 新延小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の締結
- 日程第18 議案第72号 学校施設環境改善交付金事業 西川小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の締結
- 日程第19 発議第1号 国民的合意のないままに安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書
- 日程第20 発議第2号 介護報酬の大幅削減の撤回を求める意見書

平成27年6月10日（第3日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

まず、町長より提出されております議案第58号の訂正を、お手元に配布していますので、ご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第55号 専決処分の承認（鞍手町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

議案第55号について、提案説明で法人町民税の税率区分の基準の見直しというふうに言われていますが、この基準の見直しによって該当する法人、それから町の税収の影響等について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

お答えいたします。

法人町民税につきましては、納税者が自ら税額を計算して申告する申告納税になっておりますので、現段階では、どの法人がこの改正に該当するのか不明のため、現状では法人数、それから影響については把握できておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第55号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第55号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第56号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

質疑ありませんか。

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

提案説明で、国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令ということで、72条の4を第72条の5に改めるとあるのですが、これは負担金の算定がどのように替わるのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

只今の質問にお答えいたします。

軽減につきましては、7割軽減の一定割合が12%から15%に、5割軽減も一定割合が6%から14%に変更されました。

また、2割軽減も一定割合が新たに13%で決定されました。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第56号は民生産業委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第56号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第57号 専決処分の承認(鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

質疑ありませんか。

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

減免対象者が、今後どれくらい増すのか、今までの人数と今後の人数をお願いいたします。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

お答えいたします。

本年の3月31日現在で試算した数字となりますが、医療分及び支援金分で対象世帯は5割軽減が444世帯で26世帯の増。2割軽減が338世帯で3世帯の減となります。

介護納付金分では、対象世帯は5割軽減が221世帯で15世帯の増。2割軽減が155世帯で9世帯の減となります。

また、税額で見ますと、医療分及び支援金分で5割軽減が88万6,450円の軽減額の増、2割軽減が4,940円の減となり、介護納付金分では、5割軽減が9万450円の軽減額の増。2割軽減が2万880円の減、合計で95万1,080円の軽減額の増となるよ

うに見込んでいます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

保険者支援制度で、国全体で1,700億円になりますが、鞍手町では幾らになってい  
ますでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

国の支援額につきましては、まだ町としては把握しておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

先程の57号との関連ですが、国が今度、保険者支援制度を1,700億円増やして、3,  
400億円枠を取っているわけですね。それは消費税の増収分を中低所得者に配分、どれだ  
けおるかとかという試算があるわけですが、これは確か試算を出していると思います。国  
の方から通達も来ているはずですから。

それで全体でどのくらいになるのかというのと、合わせて先程の減免の対象者等がどうい  
うふうにかわってくるのかというのを、後で資料でもいただきたいのですが、口頭でも説明  
していただいて、後に資料をいただきたいと思いますが。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

消費税率のアップに伴います社会保障制度の充実につきましては、試算はしております。

その資料については、只今持ち合わせておりませんので、後ほど事務局を通じて提出させ  
ていただきたいと思っております。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

例えば、田川市では、これまでが3,500万だったのが、今度6,700万に増えてい  
ると。これは計算して、大体お金が下りてくるのが今年の12月頃だというふうに言われて  
います。本年度の10月の低所得者の所得の状況を見て12月頃下ろして来るということ  
ですので、それでも前年度の分で比較はできると思っておりますので、それについては後ほど資料を

いただきたいというふうに思います。

合わせて、上限額が引き上げられております。これの該当者と所得がどのくらいの所得の方が該当されるのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

お答えいたします。

限度額の引き上げの影響を受ける世帯と影響額としましては、これも3月30日現在での試算ですが、医療分で43世帯、額として40万5,600円の増額。

後期高齢者支援分で29世帯、額として26万5,200円の増額。

介護納付金で12世帯、22万6,900円の増額。

合計89万7千円の増額を見込んでおります。

限度額を超過する世帯の額というところでございますが、給与所得者単身世帯の場合で言いますと、改正前は、全ての分が限度額を超える場合で出しておりますけれども、改正前は930万円以上、改正後は1,050万円。

給与所得者が世帯主だけの3人世帯で試算してみますと、改正前は890万円以上。改正後は1,010万円以上が、大体の目安となります。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

所得が給与所得者で1,050万円を超えるというところだけが上限まで行くということですか。これは個人事業主が特に多いわけで、国保の加入世帯といのが、そういう方達はどのようなふうになりますか。どのくらいの所得が上限のところまで基準が行くのかを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

お答えいたします。

今申しましたのは、3つのそれぞれの限度額を全て超える場合を説明させていただきました。

例えば、単身世帯で世帯主45歳と仮定して、医療分だけで見ますと770万円、支援金を見ますと790万円、介護分で1,050万円ということになります。

それぞれの方で額がかわりますが、先程申しましたのは全てが限度額を超える分ということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

よく分かりにくいのですが、国保加入者で、医療費分だけでもいいのですが、所得が790万円ですか。所得自体が790万もっている人がようやく限度額まで到達するわけですかね、そんなにいかないと思うのですが。

中所得者が上限にいくぐらいの額ではないですか。もう一度答弁をお願いいたします。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

すみません、ご指摘のとおり、これは収入額でございました。

○議長 星 正彦君

しばらく休憩します。

休憩 13時18分

再開 13時21分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

私は資料として給与所得の分しか手元に持っておりませんでした。

後ほど、ちゃんとした資料を提出させていただきたいと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君の質問は3回になりましたけれども、本来会議規則第54条の但し書きの規定によって発言を許すということにはなっていませんが、特別に認めます。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

資料を持ち合わせていないと言われましたが、議長が折角休憩をとってしたわけですから、給与所得の資料しか持ち合わせていないというような答弁はないと思います。

国民健康保険に加入しているのは、給与所得のある人ではないですよ。ほぼ個人事業者とかという方達ばかりですよ。その方達が大半を占めている中で、その方達の所得に対しての国保税の算定ですから、そこを一番見ないといけないわけですから、そこはきちんと答えられるようにするのが本当ではないですか。後ほど資料でという話ではないですよ。

はっきり答えて下さい。

○議長 星 正彦君

今、資料がないのでしょうか。

しばらく休憩します。

休憩 13時24分

再開 13時40分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

先程の宇田川亮君の質問に対して、税務住民課長が答弁いたします。

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

お答えいたします。

影響限度額の引き上げにより、影響が出る所得でございますが、単身世帯では564万円、2人世帯で所得が1人の場合537万円、3人世帯で所得がお一人の場合519万円から影響が出て来るということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

先程の質問に対して、後日資料提出するということで答弁いたしておりましたが、政策推進課長の方から答弁させます。

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

先程の国民健康保険の保険者支援制度の拡充に伴います国の財政的な拡大について、どの程度のものがあるかというご質問だったと思います。

現在、国民健康保険基盤安定費の中に、国が617万、県で4,314万7千円、合わせて4,916万4千円が当初予算の方で計上されています。これを支援制度拡大にともないまして本算定を基に試算しましたところ、国の国庫負担金が約1,340万円程度、県の負担金が5,372万2千円程度となりまして、その増額分につきましては、国におきましては約740万円、県におきましては1,057万5千円程度の増となりまして、両方合わせまして約1,790万程度の国庫支援が拡大されるというふうになっています。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第57号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第57号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第58号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今日、議案の修正をいただきましたけども、この中の最後から2番目の新旧対照表で、改正前のところですが、遠賀川渡河橋の橋梁選定委員会の分が、改定前の分からなくなってい

ますが、これについては、なぜこれからなくなっているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

遠賀川渡河橋橋梁名選定委員会におきましては、この委員会は3月の定例会で既にもう一度削除していた委員会を、また今回落とすような議案を上げておりました。私の注意ミスによりまして、一度落とした委員会名をまた落とすようなことになってしまいました。

どうもすみませんでした。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

私もうっかりしていました。

別のところで、鞍手町の町政施行記念行事企画委員会ということになるようですが、町政施行記念行事が今後予定はされているのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

今まで、町政施行は30周年、40周年、50周年、60周年としてきました。今から予定があるのは、次は70周年があると思いますので、この際60周年という言葉が消して、常に使えるような委員会にしておくために、60周年という文言を消しております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今後あるとすれば70周年と10年先のための附属機関の設置ということですが、いっぺん無くしてもいいのではないかと思います。というのが、例えば委員会の任期、委員さんの任期は何年になります。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

委員さんの任期というのは、何年という任期ではなくて、その行事が終わり次第任期が終わるようになっています。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今度は今の委員さんが引き続き委員になるのか、新しく委員さんを決めるのか分かりませんが、今までに予定はなくて10年後の町政施行70周年に向けての企画委員会であれば、その前の1年で作ればいいことで、10年間も附属機関としておく必要はないのではないかなというふうに思いますし、条例というものは、そもそも必要で且つ十分であればいいわけですね。

この先10年間もずっと置いとくような委員会は、私は必要ないのではないかなというふうに思いますけども、如何ですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

次は70周年になるとお答えいたしましたが、また、そのときになって行事が企画委員会をどのように開催するかというのはまだ未定なので、取り敢えず委員会としては附属機関のままの残しておこうということにしました。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第58号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第58号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第59号 専決処分の承認(平成26年度鞍手町一般会計補正予算第6号)を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の26頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、26頁から33頁まで質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

27頁の一般管理費の旅費のところですが、額は小さいのですが駐在員研修旅費、駐在員の研修が毎年研修ということで視察等に行かれていますと思いますが、時期とか、今年度どういふような研修をされたのか、時期も教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

研修としましては、7月の中旬に熊本県の苓北町の火力発電所に研修に行っております。  
以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

毎年いろいろな研修をされていると思いますが、区長会で行っていると思うのですが、町政にどういうふうにかかして行くのかということと、もう一つ時期の問題なのですが、何年か前ですか、水害が起こった時に駐在員の研修で、駐在員さんが誰も鞍手町にいなかったというような話も聞きました。

自治会で自主防災組織等を作っている中で、時期もこちらから言えることではないのかも知れませんが、区長会が独自に決めることかも知れませんが、その辺も是非検討してもらいたいようなことを町の方から言うべきではないでしょうか。

研修されたことがどう町政にかかされるのかということと、時期の問題と一緒に答え下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

時期も7月中旬とか、特に大雨の降りそうな時に26年度は行いました。なので、こちらの方も、区長会の方には会長を通じて、そういう意見があったということをお伝えしております。

目的といたしましても、何年か前だったと思いますが、九州管内の自主防災組織を研修に行かれたことがあります。それは、町政には役に立っていると思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、33頁から45頁まで質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

34頁の13節の委託料ですが、生きがい活動支援通所事業委託料75万6千円ですが、これは予算全額をここで落としているのですが、その理由をお願いいたします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

生きがい活動支援通所事業委託活動というものは、介護保険で申請をされまして、非該当になられた方、その方で家に閉じこもりがちの方についてデイサービスを実施するというところで予算を計上しておりましたが、現在のところ、これに該当する方の申請があっておりませんので、今年度全額を落とすようなことになっております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

同じ34頁の老人保護措置委託料1,084万円ほど減額になっておりますが、この理由を教えてください。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

老人保護措置委託費、これは経済的とか環境的な理由で在宅の困難な高齢者を養護老人ホームに措置するものでありますが、当初、昨年度予算計上する時点では、入所者が12人、それと今後の新規分として3人分を計上しておりましたが、26年度につきましては、11人の方が入所されて、新規入所があっておりませんので、その分の経費をそのまま落とすという形になっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。

次に、36頁の障害者自立支援費のところ、提案説明の中で障害者自立支援費において利用者数の減少等による事業費の減額というふうに町長が提案説明の時に言われましたが、利用者数の減少の理由、なぜ減少しているのかが分かれば教えてください。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

1つ1つ具体的な例としては、ちょっとお答えすることができませんが、今回利用者というのが大体160名ぐらいの方が障害福祉サービスを使われています。使われる中で理由としましては、ご本人さんの都合というとおかしいのですが、利用していたものがサービスを替えたいとか、もうちょっと行くのを少し日数を減らしたいとかという理由もございます。

この中で一番大きなものとして、自立支援医療の部分で大きな予算を落としております。これにつきましては、昨年度自立支援医療につきましては、サービスの利用とは違いますが、更生医療等の申請が大きな医療費の申請があっていましたが、その医療につき

まして、実際に医療としての請求が来たものが概算よりも少なかったこと、及び更生医療は殆どの方が人口透析等の分で使われていることが多いものですので、そういったところで件数が減ったりしたことで大きな減額になっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

本人の都合によるというようなどころもあるということですが、今、いろいろやられている自立支援事業自体が、できるだけ沢山の障害者の方が自立されるような手助けをするための事業ですから、もって本人の個別的な理由も含めて、もう少し広げてできるようなことを是非考えていただきたいというふうに思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

今年度から障害者相談支援事業というのがございまして、それは介護保険でいうケアプランのような、サービス利用計画です。専門の方がその方に合ったサービスを使わせていけるように支援も行っていきますので、そういったところと広報も含めて、今言われたところも広げていくように努力してまいります。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について、45頁から52頁まで質疑ありませんか。  
次に進みます。

9款 消防費から13款 諸支出金について、52頁から65頁まで質疑ありませんか。  
宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

58頁で、工事請負費、工事費8,153万6千円の減額と、これは提案説明では、新中学校の工事費の不要額となっておりますが、先日の一般質問との絡みではありませんけれども、開校して2ヵ月経って、施設面でいろいろな不備があるということをいろいろ聞かされます。今回、不要額とはちょっと絡みが違うかも知れませんが、例えばテニスコートの幅が狭くて、あんなにいいコートが出来ているのに公式戦が出来ないような、コートとコートの間幅が狭いだとか、金網の後と横の幅が狭くてなかなか思い切ったプレーも出来ないとか。

グラウンドにも、ボールが出ないように高い柵が出来ていますが、それも一部だけということもありますし、もっと言えば、日陰が全くなくて、先生達がテントを張っていますが、一度風で飛んで壊れてしまってどうしようもないと。

木もなければ日陰も全くない中で、今後熱中症の関係もありますので、その辺をどういうふうに、今度の不要額を充てれということではないのですが、それも含めて、これから今後

のより良い整備をどう考えているのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

この不要額につきましては、まず、外構工事に絡むものにつきましてはの不要額でございます。主なものにつきましては、入札残ということになります。

先程申されましたテニスコート等につきましては、一応規格どおりにはやっておりますが、現場の方としましては、もう少し広くサイドラインを取って欲しかったというようなことがあっております。

後、元々外のグラウンド等の照明につきましては、計画がございませんでしたので、これにつきましては、今後、学校運営の中でのことになって来るかなというふうに思います。

それとあとグラウンドの木陰、いま熱中症等も考えられますが、現在のところはグラウンドの上に木などの植栽もしておりません。こういうことにつきましても、今後学校が歴史を重ねて行く中でいろいろな整備をしたりということが考えられます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

15頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

15頁から25頁まで質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

17頁の特別交付税ですが、1億1,500万ほど付いています。その交付の事由というのがあると思うのですが、事由についてお願いいたします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この地方交付税の増額分は、特別交付税の確定に伴う増額分となっております。特別交付税につきましては、これに対する需要額は出しておりますけれども、その詳細な内訳というのは分かりませんので、そうなっています。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

大体特別交付税額が来る場合は、災害があった場合とか、基準財政需用費が過大になっていて、それとの差で特別交付税として来たりだとか、後は計算上出て来ないけども、それに伴って、いままで地方交付税として出した分が少ないからということで出たりだとか、一応いろいろな理由あって特別交付税というのは大体出て来るわけです。

今回、1億1千万円ほど出ていますので、いつもよりも少し多いかなというふうに感じたので質問をいたしました。そういった特別な事由はないということですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

26年度の特別交付税につきましては、特段大きな事業があったために増えたという把握はしておりません。例年、特別交付税の需用額は多い所では20億近く事業費という形で報告をさせていただいております。

結果的には、この特別交付税では、国の交付税財源の内の6%に充てられておりますので、それを全国で割り振ります。本年度が3億7,520万9千円という形になっておりますので、この特別な理由があるかというところ、そこは把握しておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

15頁の町税のところですが、特には提案説明で法人町民税の現年度分が延びたというふうに提案説明がありましたが、その理由等について、またどのくらいの額かというのを教えてください。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

お答えいたします。

法人町民税につきましては、申告納税となっておりますので、例年大体1億3千万円ほどこの時期あったのですが、今回それが、前年に比べますと4,700万円ほど増えて来ています。おそらく経済の状況で業績が伸びた企業があったからだというふうに考えております。

以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

勿論申告納税だから詳しい理由は分からないとはいえ、これは町内の景気がどうなっているのかとかということは、もう少し詳しく見ておく必要があるのではないかと思います。

町内の業者を応援するという町の立場から言えば、いまどのくらい景気がいいのか、例えば落ち込んでいるのか、それとも納める法人自体が増えたのかどうかということも考えられると思いますので、そういうことももう少し詳しく見ていく必要があると思いますが、その点について、もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員さんがおっしゃるとおりだと私も思いますので、その辺のところは早速追っかけながらデータ処理をやって行きたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第59号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第59号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第60号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号）を議題とします。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第60号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第60号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第61号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号）を議題とします。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第61号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第61号は総務文教委員会に付託することに決定しまし

た。

次に、日程第8 議案第62号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第3号）を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第62号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第62号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第63号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号）を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第63号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第63号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第64号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の9頁をお開き下さい。

2款 総務費及び3款 民生費について、9頁及び10頁について質疑ありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

総務費の1項5目財産管理費です。

備品購入費とありますが、提案説明にあった庁用公用車の老朽化に伴う備品購入費と思いますが、購入予定車をどのように使うのかを教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

備品購入費の庁用公用車に関しては、2台分を計上しております。

1台は、現在町長が乗っていますクラウンです。今度の位置づけとしては、町長専用車ではなく、町長に使用予定がない場合、議長、副町長等も使用出来るという位置づけで考えております。使用目的はそのように考えております。

もう1台につきましては、1,500ccクラスの普通車を購入するものです。それは、女性職員が県庁等に出張する際の普通乗用車が今現在少ないため、購入を予定しております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

1台は町長が使っている公用車ということでも、これに関しては、以前経費削減等の理由でタクシーを利用したらどうかとか、そういうふうなことで、今後検討が必要ではないかというふうに記憶していますが、今回、どのような検討経緯で車をまた購入しようというふうに決断したのかを教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

先程もお答えいたしましたように、町長使用の公用車につきましては、町長が専用で乗るということは考えておりません。町長に使用予定がない場合は、議長、副町長も使用出来るという位置づけで考えています。

また、使用頻度や緊急性、会議等での長期に渡る待機時間を検討した結果、タクシーではなく購入と決定いたしました。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

今回、町長だけが使うのではなく、他の方も使えるというような車の位置づけというふうな形で検討して、いろいろなシミュレーションをされたと思います。

また、おそらくクラウンを買い換えるのだから、同じようなクラスの車種になるのかなと思いますけど、ここに予算が出ている以上、何らかの見積等も取っての経費計上だと思いますが、おそらく同じようなクラスの車であれば、走行距離からして、他団体が使っているところでいろいろな情報等をとって見たら、4～50万キロ走ることなので、今後20年間ぐらいは十分に対応できる車を購入予定なのかなとは思いますが、今回改めて低公害車を導入したというふうな形になってはいますが、これを購入しようとしていることに対するメリット等があれば教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

メリットといたしましては、車の車両本体価格、値引き前ですが、90%が低公害車導入促進事業債の額となります。

今回につきましては、歳入の方で上げていますが590万円です。また、起債額の30%に当たる177万円が交付税の対象となります。

そして低公害車のメリットといたしましては、他に現在のクラウンと購入予定、一応見積としてはクラウンのハイブリッドを予定していますが、クラウンのハイブリッドとの燃費を比較しますと、1ヵ月で約1万3,500円。年間で16万2千円燃料費に差が出るので、その辺がメリットではないかと考えております。

また、クラウンにした理由といたしましては、現在のクラウンは23年目になります。そして21万7千キロ走行しました。国土交通省が現在市販されております自動車の安全性能について試験による評価を行って、その結果を自動車アセスメントとして公表しています。その結果によると、クラウンは安全性能において最高の評価を得ております。

このように、23年で21万7千キロ乗れる耐久性と安全性を考慮しましてクラウンを予定しております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

久保田正之君。

○10番 久保田 正之君

同じ公用車のことですが、補正で上がってきておるわけですが、どうして当初予算で上がって来なかったのかということと、私は、この公用車は20年経過して、相当いかれているということは十分承知しております。従って、公用車購入とすることは大いに賛成ですが、どうして当初予算から上げて来なかったかという理由をお願いします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

総務課としましては、平成26年度、27年度当初予算に予算要求しておりました。予算査定の際に、町長が、今まで歴代の町長が乗っていた車でありまして、故障して動かなくなるまで乗ろうという思いが町長の中にありました。

その関係で予算要求は取り消しております。しかし、3月以降、自動車運転中にエンジンが止まる故障が起きました。交換部品も入手困難で安全面を考慮し、今回補正予算に計上いたしました。

一番の理由といたしましては、安全面を考慮しております。今のクラウンは全てにエアバックが付いておりません、なので安全面を考慮しまして今回補正で上げさせていただきました。以上です。

○議長 星 正彦君

久保田正之君。

○10番 久保田 正之君

理由は分かりました。本来、耐用年数も過ぎて、総務課としては、町長が言われても安全面を考慮したら早くしないと、もしそれがパンクしたらその時はどうするのか、そういう情報が入っておれば当初予算からしっかり組んで、急にこういう補正で行くべきではないのではないかなど、大きな予算ですから堂々と当初予算で行くべきではないかと思っております。

今回補正で上げて来ていますから、公用車の耐用年数がいっぱい、いっぱいということは聞いておりますので、私は公用車を買うことはいいのではないかと思っております。

以上です。

○議長 星 正彦君

答弁はいりませんか。

○10番 久保田 正之君

いません。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

公用車についてはそのくらいにしておいて、同じ9頁の企画総務費のコミュニティ活動推進事業費240万円、これの中身について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

これは、自治総合センターが実施していますコミュニティ助成事業で、平成27年度につきましては、中山城ヶ崎区がコミュニティ活動に伴う備品購入のために交付するものがございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

備品購入と言いましたが、大体中身はどういうものを購入される予定なのか、また今回城ヶ崎区ということですが、たくさん行政区があるわけで、毎年1行政区だけにこういうふうにするのか、今後の見通しについても合わせてお答え下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

具体的に備品としましては、大きな物としましては、据え置き式の倉庫と、後テーブル等となっております。

今後のコミュニティ助成の件ですが、このコミュニティ活動の助成事業につきましては、毎年区長会の総会におきまして、翌年度の募集をご説明させていただいております。そして、例年大体5月末を締め切りといたしまして、翌年度に手を挙げていただく団体、区を募集しております。

平成28年度のコミュニティ助成に対する希望は8区ほど上がっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。

次の質問に移ります。

同じ9頁の電算管理費、地方公共団体情報システム機構588万8千円。この中身について教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

社会保障税番号制度通知カード、個人番号カード関連事務を地方公共団体情報システム機構へ委任するための負担金です。

27年の10月に、住民に全てマイナンバーの通知カードが送られます。その通知カードを送るための、全て委任を国が一括していますので、その委任先への負担金となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

3月議会の時に、あまり詳しく質問をしていなかったのですが、今回特に年金の情報漏れ漏洩だとかということも出て来ています。この税番号システムのリスク、それと、その保障というか、ということはどういうふうに考えているのかを教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

マイナンバーカードの分におきましては、例えば税の情報であれば税務署が管轄として持つようになっています。年金であれば年金事務所が持つようになっています。

それを一括のところでは持つわけではなく、別々のところで情報は持つようになっています。別々のところで照合するときにも、マイナンバーの番号の12桁の番号は使えません。ある程度の符号で使います。その関係で今回の年金の情報漏れのように、1箇所を決め打ちすれば漏れるというものではなっておりません。いろいろなセキュリティーのチェックが掛かっ

ておりますので、今のところマイナンバーに関しては年金よりも強固だと思っております。  
以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

なかなかそう言い切れるというのは凄いなと思いますけれども、全て国は、年金も含めて絶対大丈夫ということを使い続けてきたわけですよ。それが今回の問題も起きたし、例えば、パスワードも入れていなかったとかということもあるわけで、この問題が起きた後もアクセスが出来ないようにしましたと言いながら、またアクセスも出来ていたと、本当にずさんな対応を国がやってきているわけで、ここはもう少し厳しく、ただ国が言ったから委任するかということではなくて、強く町からも要望していく必要もあるし、大事な個人情報ですから、今回社会保障も関連してくるわけですから、本当にたくさんの情報がその中に詰まって来ているわけですから、これは、なにがあって絶対漏洩させないという気概を持って取り組んでいただきたいというふうに思いますが、もう1度お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

いま、宇田川議員がおっしゃるように、それは私も同感であります。政府はまだ完璧だからという思いで、それに対する、先程議員がおっしゃいましたように、もし例えば漏洩があったりしたときには保障はどうなるのかというのは、国からの通達は一切ございません。

当然のことながら国は完璧だからとおっしゃっているものですから、それに対しての保障なんていう話は当然のことながら、ないというのが現状でございます。

但し、今議員がおっしゃいますように、今度からのマイナンバー制になりますと、国民一人一人に背番号が打たれて、これは税情報から個人情報から全部全てそこで一括管理されることになりますので、それが今回の年金問題のように、漏洩等がありますと大変なことだと私も認識をいたしております。

ですから、これに至りましては、当然のことながら町村会という団体組織を通じて公にもう一度政府の方にきっちりと申し上げて行きたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

総務費の税収入の還付金の内容をお願いします。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

お答えいたします。

税収入の還付金につきましては、町内に固定資産を有する事業所から償却資産に係る修正申告が提出されました。

その修正申告の確認をした上で還付をしたものであります。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

7款 商工費及び10款 教育費について、10頁及び11頁について質疑ありませんか。田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

10款の教育費の3項 1目 中学校の管理費です。

工事費が上がっていますが、中学校の受水槽の工事費と思われませんが、計上されている工事費全額が受水槽の取り替えに関する経費という状況なのか、またはそれ以外の工事等を予定されているのか、その辺について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

工事費につきましては、専門学校当時の設備をコスト削減を目的に、再利用をいたしましたことにより受水槽からの漏水、受水槽の取り替え工事。

もう1点は、防犯灯はいま門から校舎までの直線の道ですが、ここに従来設置していましたが防犯灯、電気系統の不具合による防犯灯の取り替え工事でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

受水槽と防犯灯の工事が組まれているということですが、受水槽に関しましては、明らかに台座の部分の腐食も激しいし、一部漏水等も見られます。

防犯灯に関しましても、設置はされていますが、かなり老朽化しているのではないかなと見て取れますが、おっしゃるように経費節約のために、今ある設備を使ったということですが、そういうふうな状態である既存の設備を使おうというふうに判断した理由を教えてください。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

まず、受水槽につきましては、受水槽、それから給水管ですね。これは従来ありました校舎等を含めたところでございますが、ここをエア式の調査ということで、管とかに空気で圧力をかけて行うという手法で調査を行いました。その当時、当然異常がないということを確認しております。

ですから、平成26年の12月に試験を行った後に、試験的に水を通して使用を開始しました。その後も異常は発見されませんでした。丁度3月下旬になりまして受水槽から僅かでございますが、漏水が発見されております。そこで、まず修繕と取り替えについて協議をいたしました。受水槽内部の防水塗装等の補修工事する工法があるのですが、今後漏水しないという保障がなかなか出来ないということでございますので、学校運営上必要不可欠な設備でございますので、新品に取り替えをさせていただこうというふうに思っております。

もう一点の、防犯灯につきましても、校門から校舎までの専門学校当時のものを再利用する計画で、3月初めに電源の復旧工事を行い、これも検討することを確認しております。

その後、再度学校が始まる前の3月下旬に電源を入れましたところ3日ほど点灯しました後に、点灯していないというような報告を受けました。原因を調査しましたところ電線ケーブルが絶縁状態になっているということでございました。

考えられる原因としましては、電線ケーブルの老朽化と一部の照明銅管のポールの雨水の浸入が考えられるということでございます。

以上のことから、この防犯灯につきましても取り替え工事をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

新中学校の改装工事の時期等というのは、極力経費を掛けずに既存の設備等を利用出来るものは利用して行こうという考えの元、いろいろなテストをした結果、使用に耐えられるというふうに判断されて現在に至っているのだらうと思っておりますが、受水槽に関しましては、確か3基あると記憶しております。

基礎と受水槽の間の鉄骨部分もかなり腐食していますし、そういった状況ですので、どの部分をどのように取り替えるのかということと、それから、既に開校している中学校でございますので、当然工事に関しましては、生徒、教職員等の安全確保というのは第一に考えなければいけないと思っておりますが、そういう意味において、この工事をいつどのような時期に着工し、完了しようというふうに計画をされているのか、その辺を教えてください。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

まず、この受水槽が座っています周辺には、いま問題になっています受水槽と、もう一つ

は消火に使用せず受水槽、これは現在使っておりません。消火の受水槽につきましては、直接校舎の方に行くようなシステムになっておりますので、これは空いております。

取り替えにつきましては、いま言いました防火用の受水槽を取り払いまして、そちらの方に新たに新規の受水槽を設置させていただきまして、これは時期的には夏休みを考えておるわけですが、設置をしまして管が速やかに、いま既存の漏れているものから取り替えるというふうなことで、工期は1日か2日で取り替え、管を設置するのは出来るというような工法で行っていかうと思っております。

設置している場所が、幸い下の、前の実習棟があった付近にありますので、普段は生徒達の安全確保という面では、幸いそういう場所ですので問題はないというふうに考えております。

防犯灯につきましても、夏休みにかけて行っていきたいというふうに考えております。

全体の受水槽の工期としては、約1ヵ月を見ておりますが、水が復旧するのは、いまさっき言いましたように、管を切り換えるのは子ども達が使わない支障のない時を見計らいまして切り換えをしたいというふうに思っております。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今の質問の上の修繕料160万円ほどについてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

この中の修繕料の1つといたしましては、校門が以前専門学校当時にモーターで自動開閉する装置が付いていました。今回1つは、両サイドの歩道の部分に小さい門がありまして、その両サイドの門にモーターが付いたままになっております。

私どもは、開校前は何とか大丈夫だろうと思っておりましたが、毎日のことになるとモーターを取り外して、スムーズに開閉が出来るように修繕をして欲しいという学校からの要望がありましたので、これをするのが1点と、後は緊急時の修繕ということで、校舎はご存じのとおり改修をいたしておりますので、元々先程いいましたような受水槽とか、今回扱っていない部分で電気系統とか、水道管とか、そういうところのことが考えられるのではないかなということで、現在は大丈夫ですが、一応そういう緊急性のことに対応するために、併せて160万円ほど補正をさせていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

100万円ほどの修繕料については、まだ具体的に、これに使うというわけではなくて、緊急を要した場合に速やかに対応するための予算として今度取っているという認識でいいですか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

議員がおっしゃるとおりでございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

7頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。

7頁及び8頁について質疑ありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第64号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第64号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第65号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成27年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第65号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第65号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第66号 鞍手町道路線の変更を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第66号は民生産業委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第66号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第67号 鞍手町道路線の廃止を議題とします。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第67号は民生産業委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第67号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第14 議案第68号から日程第18 議案第72号までの5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

#### ○町長 徳島 眞次君

日程第14 議案第68号から日程18 議案第72号までの5件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第14 議案68号は、地方自治法第179条 第1項の規定に基づき、平成27年5月31日付けで専決処分しました、平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号の承認であります。

本補正予算は、平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算見込みにおいて、歳入不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成27年度の歳入を繰り上げ、これに充用したものであります。

なお、繰り上げ充用措置は、出納閉鎖整理期間内に行わなければならないことから、平成27年5月31日付けで専決処分を行ったものであります。

歳入歳出それぞれ1億4,578万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ26億7,593万6千円といたしました。

次に、日程第15 議案69号は、学校施設環境改善交付金事業、剣南小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の締結であります。

同事業で行う剣南小学校屋内運動場耐震補強等工事は、5月26日に6事業者で指名競争入札の結果、契約金額5,215万3,200円。

工期、平成27年6月19日から平成27年9月25日までの99日間として、有限会社栗田製作所と契約を締結するものであります。

次に、日程第16 議案70号は、学校施設環境改善交付金事業、古月小学校屋内運動場耐震補強等請負契約の締結であります。

同事業で行う古月小学校屋内運動場耐震補強等工事につきましても、5月26日に6事業者で指名競争入札の結果、契約金額6,087万4,200円。

工期、平成27年6月19日から平成27年9月30日までの104日間として、有限会社栗田建設と契約を締結するものであります。

次に、日程第17 議案71号は、学校施設環境改善交付金事業新延小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の締結であります。

同事業で行う新延小学校屋内運動場耐震補強等工事につきましても、5月26日に6事業者で指名競争入札の結果、契約金額5,267万4,840円。

工期、平成27年6月19日から平成27年9月25日までの99日間として、有限会社新栄産業と契約を締結するものであります。

次に、日程第18 議案72号は、学校施設環境改善交付金事業西川小学校屋内運動場耐震補強等請負契約の締結であります。

同事業で行う西川小学校屋内運動場耐震補強等工事につきましても、5月26日に6事業者で指名競争入札の結果、契約金額5,620万5,360円。

工期、平成27年6月19日から平成27年9月25日までの99日間として、株式会社田中技建と契約を締結するものであります。

以上が、日程第14 議案第68号から日程第18 議案第72号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第68号について質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回の繰上充用というか、単年度の決算見込みを教えてくださいと思います。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

単年度の決算見込は4,786万950円となっております。黒字となっております。

以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

久しぶりに黒字の決算ということになりまして、今年はひょっとしたら2億を超えるかなというふうに累積で思っていたのですが、その分は少し一安心ですが、この背景には高い国保税を町民が払っているということもありますし、もう一つは、先程の議案57号、58号の関連で、国からの支援金が増えたという部分も今後出て来ます。

国は、法定外繰入を今全国で合計約3,500億円ぐらい各自治体がやっているわけですが、国が今度準備したお金は3,400億円と、それにほぼ同等の額ですけども、各自治体ではこの3,400億円になった部分を、本当は保険料の減免だとか、引き下げとかということに使うべきなのに、国保会計が苦しいからその分に充てると、だから法定外繰入を今までしていた分を、その分減らすだとかということもやってきています。

いま 予定されているのが2018年から国保の県の広域化ですね。ということで、残りが約3年ということですが、今回1億4,578万4千円の繰入充用、累積赤字がそれだけあるということで、町の法定外繰入をどうするのか、この赤字分をどうするのかというのを教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

議員がおっしゃるように、29年度からは県の取扱いに移行いたしますので、その時に、先だつての議案質疑だったかと思いますが、その時も答弁させていただいたと思いますが、今の赤字の累積の分をどのようにするかということは、これは今町村会の方でもいろいろ揉んで話をしているところでございます。

何とか、議員がおっしゃいますように、町民の負担を少しでも軽減できるべく方向で今後考えていきたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第68号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第68号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第69号について質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第69号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第69号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第70号について質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第70号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第70号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第71号について質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第71号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第71号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第72号について質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第72号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第72号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第19 発議第1号及び日程第20 発議第2号の2件を一括して議題とします。

宇田川亮君に提案説明の理由を求めます。

宇田川亮君。

#### ○4番 宇田川 亮君

発議第1号及び発議第2号の2件を一括して提案いたします。

発議第1号 国民的合意のないままに安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書。

発議第2号 介護報酬の大幅削減の撤回を求める意見書。

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

平成27年6月10日提出

提出者 鞍手町議会議員 宇田川亮

賛成者 同 鯨坂省治

提案理由

地方自治法第112条並びに鞍手町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提案する。以上です。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

発議第1号について質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています発議第1号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第1号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、発議第2号について質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています発議第2号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第2号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りします。

明日11日から15日までの5日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日11日から15日までの5日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 14時54分

平成27年鞍手町議会第3回定例会会議録（第4号）						
平成27年 6月16日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成27年 6月16日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成27年 6月16日 午後1時46分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	3	川野高實		4	宇田川 亮	

職出 務席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	森 茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興課長	立石一夫	出欠
	福祉人権課長	守田純子	出欠	上下水道課長	原 敏勝	出欠
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	松永憲昌	出欠
	地方自治法第121条により説明					
	出席者の職氏名					
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

## 平成27年第3回鞍手町議会定例会議事日程

6月16日 午後1時開議

### 第4号

- 日程第1 議案第56号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例）  
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第57号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）  
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第60号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計  
補正予算第1号）  
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第62号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費  
特別会計補正予算第3号）  
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第63号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設  
維持管理運営費特別会計補正予算第2号）  
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第68号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計  
補正予算第1号）  
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第66号 鞍手町道路線の変更  
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第67号 鞍手町道路線の廃止  
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第55号 専決処分の承認（鞍手町税条例等の一部を改正する条例）  
(総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第59号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町一般会計補正予算第6号）  
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第61号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業  
特別会計補正予算第5号）  
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第58号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第64号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）  
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第65号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成27年度固定資産  
税の課税免除  
(総務文教委員長報告)

- 日程第15 議案第69号 学校施設環境改善交付金事業 剣南小学校屋内運動場耐震補強等工事  
請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第70号 学校施設環境改善交付金事業 古月小学校屋内運動場耐震補強等工事  
請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第17 議案第71号 学校施設環境改善交付金事業 新延小学校屋内運動場耐震補強等工事  
請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第72号 学校施設環境改善交付金事業 西川小学校屋内運動場耐震補強等工事  
請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第19 発議第1号 国民的合意のないままに安全保障法制の見直しを行わないよう  
求める意見書 (総務文教委員長報告)
- 日程第20 発議第2号 介護報酬の大幅削減の撤回を求める意見書  
(民生産業委員長報告)
- 日程第21 発委第2号 議会広報編集調査特別委員会の設置
- 日程第22 閉会中の継続事件

平成27年6月16日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第56号から、日程第8 議案第67号までの8件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。  
須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

只今より、民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第56号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例）。

議案第57号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

議案第60号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号）。

議案第62号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第3号）。

議案第63号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号）。

議案第68号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）。

本委員会は、6月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第66号 鞍手町道路線の変更。

議案第67号 鞍手町道路線の廃止。

本委員会は、6月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第56号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第57号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第60号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第62号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第63号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第68号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第66号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第67号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第56号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第57号について、討論はありませんか。

宇田川亮君。

#### ○4番 宇田川 亮君

議案第57号 専決処分の承認、鞍手町国民健康保険税の一部を改正する条例に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。

今回の議案には、限度額の引き上げと減免対象者の拡充が盛り込まれています。減免対象者の拡充については、中低所得者の保険料軽減をするもので歓迎されるものです。

しかしながら、限度額の引き上げは医療分、後期高齢者医療支援分、介護分が合わせて4万円引き上げられ、2014年度の81万円から85万円となっています。限度額に達する保険者は決して高額の所得者ではなく、世帯員の人数によっては所得500万円でも限度額に到達します。

国保税の負担が所得の17%になるというのは、まさにその負担の限度を超えています。よって、議案第57号について反対いたします。以上です。

#### ○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第60号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第62号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第63号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第68号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第66号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第67号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第56号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第56号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第57号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第57号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第60号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第60号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第62号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第3号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第62号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第63号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第63号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第68号 専決処分の承認（平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第68号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第66号 鞍手町道路線の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第66号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第67号 鞍手町道路線の廃止を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第67号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第9 議案第55号から日程第18 議案第72号までの10件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第55号 専決処分の承認（鞍手町税条例等の一部を改正する条例）。

議案第59号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町一般会計補正予算第6号）。

議案第61号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号）。

本委員会は、6月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第58号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例。

議案第64号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算第1号。

議案第65号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成27年度固定資産税の課税免除。

本委員会は、6月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第69号 学校施設環境改善交付金事業 剣南小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の締結。

議案第70号 学校施設環境改善交付金事業 古月小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の締結。

議案第71号 学校施設環境改善交付金事業 新延小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の締結。

議案第72号 学校施設環境改善交付金事業 西川小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の締結。

本委員会は、6月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案に同意すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第55号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第59号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第61号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第58号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第64号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第65号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第69号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第70号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第71号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第72号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第55号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第59号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第61号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第58号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第64号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第65号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第69号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第70号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第71号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第72号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第55号 専決処分の承認（鞍手町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第55号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第59号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町一般会計補正予算第6号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第59号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第61号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第5号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第61号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第58号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成27年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号 学校施設環境改善交付金事業 剣南小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第69号は委員長報告のとおり同意されました。

次に、議案第70号 学校施設環境改善交付金事業 古月小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第70号は委員長報告のとおり同意されました。

次に、議案第71号 学校施設環境改善交付金事業 新延小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第71号は委員長報告のとおり同意されました。

次に、議案第72号 学校施設環境改善交付金事業 西川小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第72号は委員長報告のとおり同意されました。

次に進みます。

日程第19 発議第1号を議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

発議第1号 国民的合意のないままに安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書。

本委員会は、6月16日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を否決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

発議第1号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

発議第1号について討論はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

発議第1号 国民的合意のないままに安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書に対し、日本共産党を代表して賛成討論を行います。

安倍政権は、集団的自衛権行使容認を柱とした閣議決定を具体化するための法案を国会に提出しました。

これは、日本をアメリカのおこす戦争にいつでも、どこでも参加できるようにする戦争法案です。自衛隊が戦闘地域にまで行って軍事支援をする、イラクやアフガニスタンでの治安維持活動などに参加し武器が使用できるようにする、集団的自衛権を発動しアメリカの先制攻撃にも参戦するなど、憲法9条を踏みやぶる大問題があります。

こういう大問題がありながら、国民的合意がまったくなされていません。国会を無視してアメリカ議会で報告するといったような大問題がありながら安全保障法制の見直しを行うということには、絶対にあってはならないことだというふうに考えています。

よって、国民的合意のないままに安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書について賛成いたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第1号 国民的合意のないままに安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

従って、原案について採決します。

発議第1号 国民的合意のないままに安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」少数)

挙手少数です。よって発議第1号は否決されました。

次に、日程第20 発議第2号を議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

発議第2号 介護報酬の大幅削減の撤回を求める意見書。

本委員会は、6月16日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を否決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います

発議第2号について質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

発議第2号について、どういう意見が出されたのか教えてください。

○議長 星 正彦君

須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

議案を審査しました結果を報告いたします。

議案の審査を求めて意見を求めましたが、意見は出ませんでした。

よって、採決によって挙手を願ったところで少数の賛成ということで否決という結果になりました。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

発議第2号について討論はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

介護報酬の大幅削減の撤回を求める意見書、発議第2号について賛成の立場で討論します。

介護報酬が4月から改定されましたが、報酬自体が2年連続引き下げられ、介護労働者また介護事業者等も、今後立ち行かなくなってくるという恐れがあります。意見書の中身にもありますように、福岡県の待機者も1万8千人を超えるという状況もある中で、介護報酬を大幅に削減するならば今後介護事業者等も立ち行かなくなる。そういう意味からも、この介護報酬の大幅削減の撤回を求める意見書は妥当だと考えます。

それに対し、一言の意見も言わずに否決するということはあってはならないことだと思っております。

よって、発議第2号について賛成討論を終わります。以上です。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第2号 介護報酬の大幅削減の撤回を求める意見書を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

従って、原案について採決します。

発議第2号 介護報酬の大幅削減の撤回を求める意見書を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」少数)

挙手少数です。

よって、発議第2号は否決されました。

次に、日程第21 発委第2号 議会広報編集調査特別委員会の設置を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宇田川亮議会運営委員長。

○4番 宇田川 亮君

発委第2号 議会広報編集調査特別委員会の設置。

次のとおり議会広報編集調査特別委員会を設置するものとする。

平成27年6月16日提出。

議会運営委員会委員長 宇田川亮

1、名称 議会広報編集調査特別委員会。

2、設置の根拠 地方自治法第110条及び鞍手町議会委員会条例第4条。

目的 議会広報の編集及び調査。

委員の定数 6人。

提案理由

議会だよりの編集、発行及び調査研究を行う議会広報編集調査特別委員会を設置するため、地方自治法第109条の2 第5項及び鞍手町議会会議規則第13条 第3項の規定に基づき提出する。

○議長 星 正彦君

お諮りします。

発委第2号は、質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発委第2号は質疑討論を省略します。

これから採決を行います。

発委第2号 議会広報編集調査特別委員会の設置を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって発委第2号は原案のとおり可決されました。

只今より名簿を配布します。

(「名簿」配布)

お諮りします。

只今設置されました議会広報編集調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条の規定によって、只今お手元に配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議会広報編集調査特別委員会の委員は、お手元に配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

これより、委員長、副委員長互選のため、しばらく休憩します。

休憩 13時34分

再開 13時43分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 渡邊 智文君

それでは、ご報告をいたします。

委員長に須山由紀生議員、副委員長に竹内利一議員、以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第22 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり、継続審査することに決定しました。

これをもって、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成27年第3回定例会を閉会します。

閉会 13時46分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正彦

議員 川野高實

議員 宇田川亮

平成27年6月16日

鞍手町議会

議長 星 正 彦

### 閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査